

第2次米沢市農業振興計画（素案）

米沢市産業部農政課

第 1 章
計画の策定方針

1. 計画策定の背景と目的

本市では平成 27 年 10 月に本市農業振興の基本理念や基本方針を明確にし、その実現に向けて取り組む内容を示すため、平成 27 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「米沢市農業振興計画」を策定しました。また、令和 2 年 12 月には前期 5 年間の取組を振り返り、その成果や課題などの現状を把握するとともに、計画の実現に向けて令和 2 年度以降に重点的に取り組むべき内容を示した「米沢市農業振興計画第 2 期重点取組事項」をまとめ、計画の実現に向けて取組を進めて参りました。

農業は本市の基幹産業の一つであり、命の源である食を生産するとともに、国土の保全や豊かな景観を守り育むなどの多面的な機能を有しています。しかしながら人口減少や高齢化の進行に伴い、本市の基幹的農業従事者は平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で 3 割以上減少しており、基幹的農業従事者全体に占める 65 歳以上の割合も年々高くなっているなど、農業分野における担い手不足と高齢化が顕著となっており、担い手不足と高齢化を背景として、将来的な耕作放棄地の発生が懸念されています。

国においては世界的な人口増加を背景とした食料安全保障の変化、気候変動による自然災害の頻発や生態系の崩壊といった地球環境問題の深刻化、全国的な生産者の減少や高齢化を背景とした国内生産基盤の弱体化など、世界及び日本の食料・農業をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、令和 6 年 5 月 29 日に「食料・農業・農村基本法」が 25 年ぶりに改正されました。現行基本法の制定から四半世紀が経過する中で、改正法では「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指しています。改正法の成立を受けて、令和 6 年度中には「食料・農業・農村基本計画」の改定が予定されています。

また、令和 4 年 5 月に「農業経営基盤強化促進法」が改正され、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に名称が変わり、法定化されるとともに、10 年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を市町村において新たに策定することが定められました。本市においても、令和 6 年度末に市内全地区において計画を策定し、今後は策定した計画を基に農地の集約化等に向けて取組を進めていくことになります。

このように農業情勢は大きく変化しており、これまでの取組を振り返り、その成果や課題などの現状を把握するとともに、農業者・行政など関係機関が連携し、地域の実情・特色に応じた施策を展開していくことが重要です。国及び県が示す方向性を考慮しつつ、今後 10 年間の本市農業振興の基本理念や基本方針を明確にし、その実現に向けて取り組む内容を示すため、「第 2 次米沢市農業振興計画」を策定するものです。

2. 計画の期間

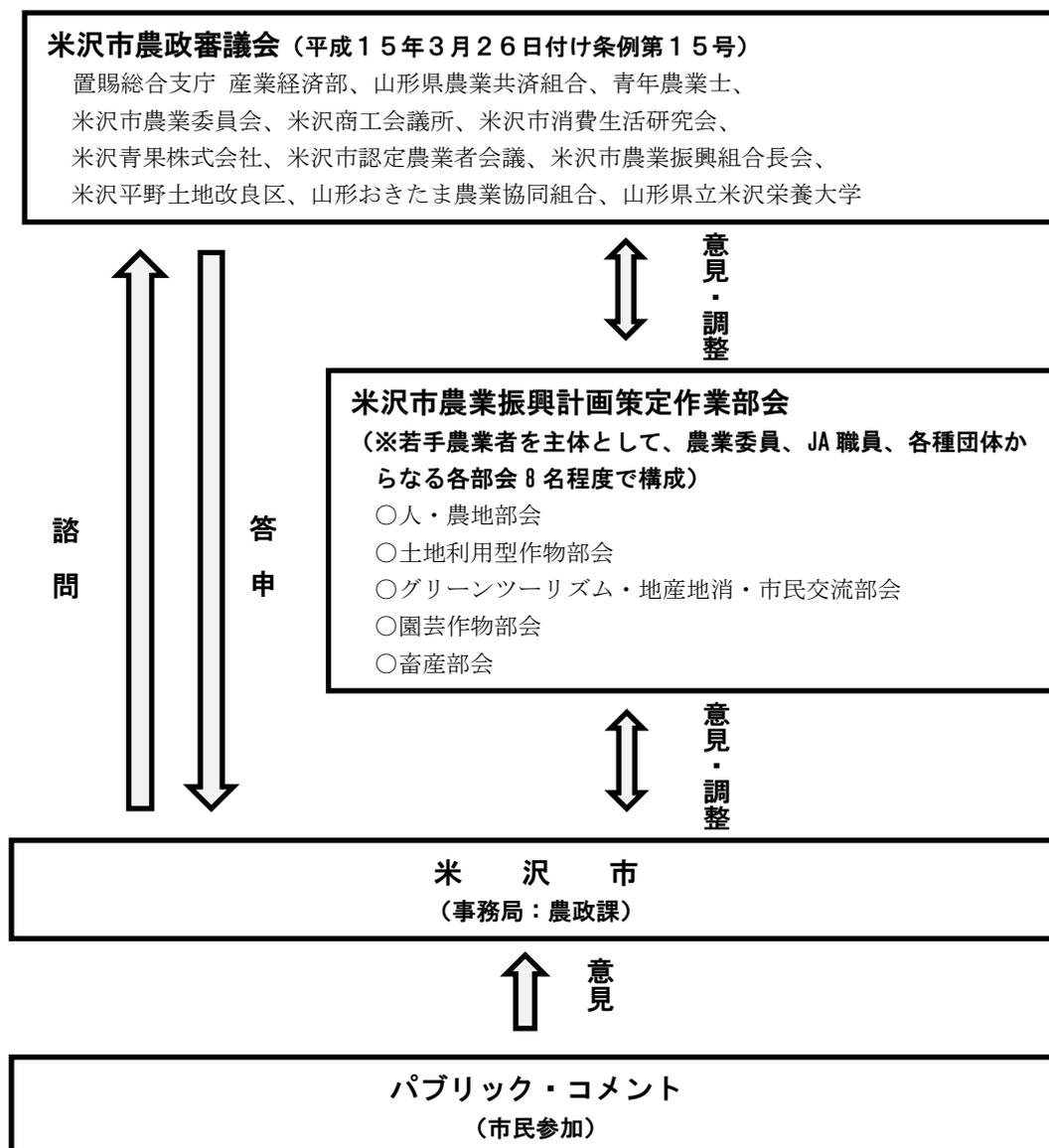
令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

なお、目標と達成度、現状などの検証を行い、中間年の5年経過を基本に、農業情勢の変化や社会情勢の変化に対応するため、必要な見直しを行うものとします。

3. 計画の位置づけ

米沢市農業振興計画は、本市まちづくりの最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」の部門計画として位置づけし、「米沢農業振興地域整備計画」、「米沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、国・県等の農業関係計画及び各種行政計画と整合性を保ちながら、連携・補完し、効果的な推進を図るものとします。

4. 計画策定の推進体制



5. SDG s の取組

SDG s (Sustainable Development Goals) は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。2030年までを計画期間として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「社会」、「環境」、「経済」などの課題を解決するため、17の目標（ゴール）が設定されています。

自然資本や環境に立脚した農林水産業は、SDG sの実現において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDG sの実現に貢献することが求められています。

そのため、本計画の実現に向けて、SDG sの理念・目標を踏まえつつ、施策の展開を図っていくとともに、各施策がSDG sの目標の達成に貢献しているかが分かるように、各施策の冒頭に目標のロゴを示すものとします。

第 2 章

米沢市の農業の現状と課題

1. 米沢市の農業の特色

本市は山形県の最南端に位置し、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地にあり、北は高畠町と川西町に、西は飯豊町に、東と南は福島県に接しています。

夏は高温多湿で、冬は特別豪雪地帯に指定されるなど寒さが厳しく、四季がはっきりしています。夏と冬の温度差が大きい気候を活かし、水稻をはじめ高品質な農産物を生産しています。基幹作物は水稻ですが、水稻と野菜、果樹、花き、畜産等を組み合わせた複合経営による農業振興を図っています。

本市の特産品は、Apple（館山りんご）、Beef（米沢牛）、Carp（米沢鯉）の頭文字を取った「米沢の味ABC」が広く知られています。この中でも豊かな自然と優秀な飼育技術によって育まれた米沢牛は、特に本市を代表する特産品です。このほか、雪を利用して栽培する「雪菜」や温泉熱を利用して栽培する「豆もやし」など、地域資源を活用した地域特産物についても本市の特色ある農産物として生産されています。

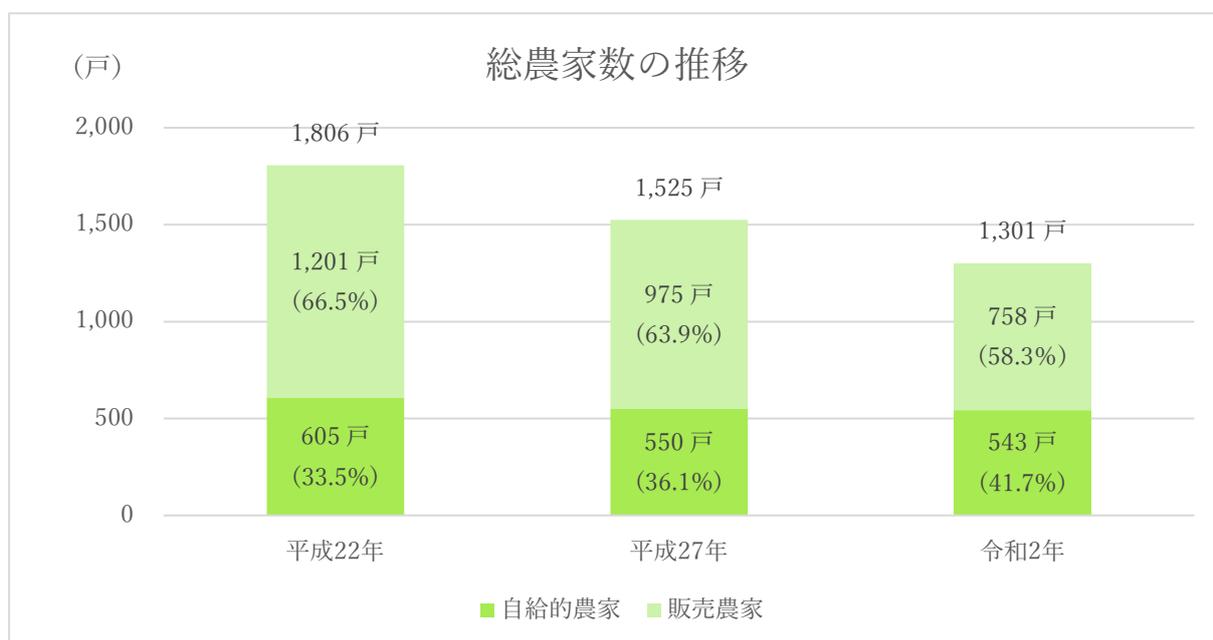
2. 米沢市の農業の現状

※以下、特に断りがなければ、数値等は農林業センサスより引用しています。

(1) 総農家数

総農家¹数について、令和2年は1,301戸となっており、そのうち販売農家²数は758戸で約58.3%、自給的農家³数は543戸で約41.7%となっています。

また、平成27年と比較すると、総農家数は224戸、約14.7%減少しており、販売農家数は217戸、約22.3%減少し、自給的農家数は7戸、約1.3%減少しています。山形県全体と比較すると、自給的農家数の減少率は低いものの、販売農家数の減少率は高くなっています。



★総農家数の推移

区分	実数 (戸)			減少率 (%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→令和2年	平成27年→令和2年
山形県	53,477	46,224	39,628	25.9%	14.3%
米沢市	1,806	1,525	1,301	28.0%	14.7%

★販売農家数の推移

区分	実数 (戸)			減少率 (%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→令和2年	平成27年→令和2年
山形県	39,112	32,355	26,796	31.5%	17.2%
米沢市	1,201	975	758	36.9%	22.3%

★自給的農家数の推移

区分	実数 (戸)			減少率 (%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→令和2年	平成27年→令和2年
山形県	14,365	13,869	12,832	10.7%	7.5%
米沢市	605	550	543	10.2%	1.3%

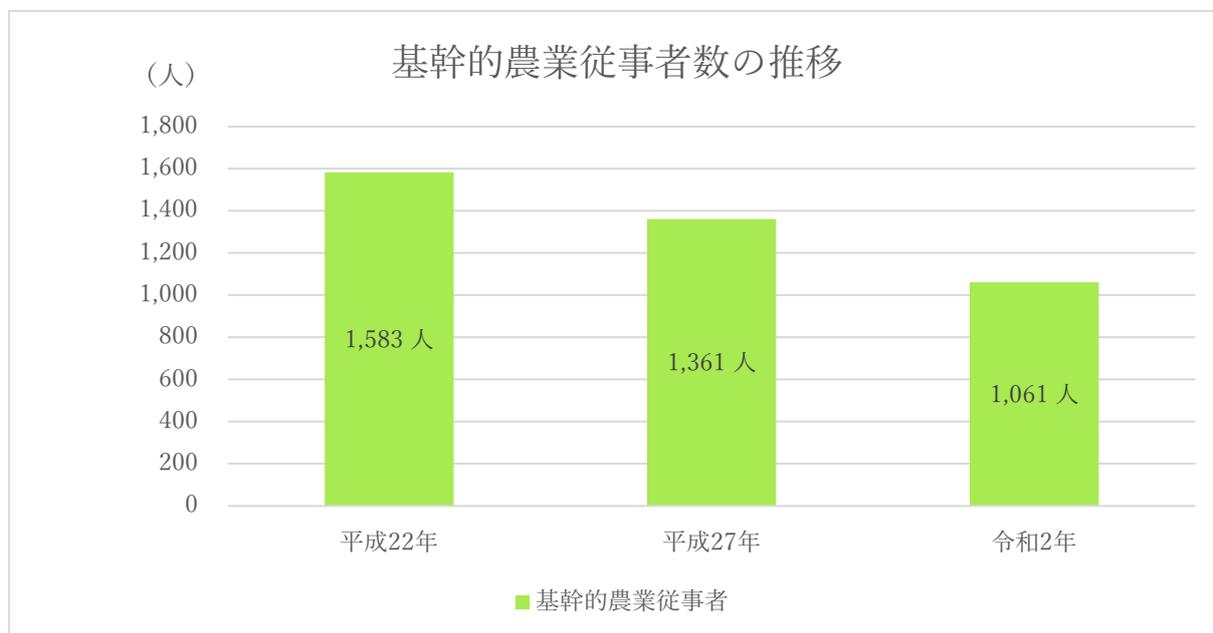
¹ 調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯

² 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

³ 経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

(2) 基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者⁴数について、令和2年は1,061人となっており、平成27年と比較すると、300人、約22.0%減少しています。山形県全体と比較すると、基幹的農業従事者数の減少率は高くなっています。



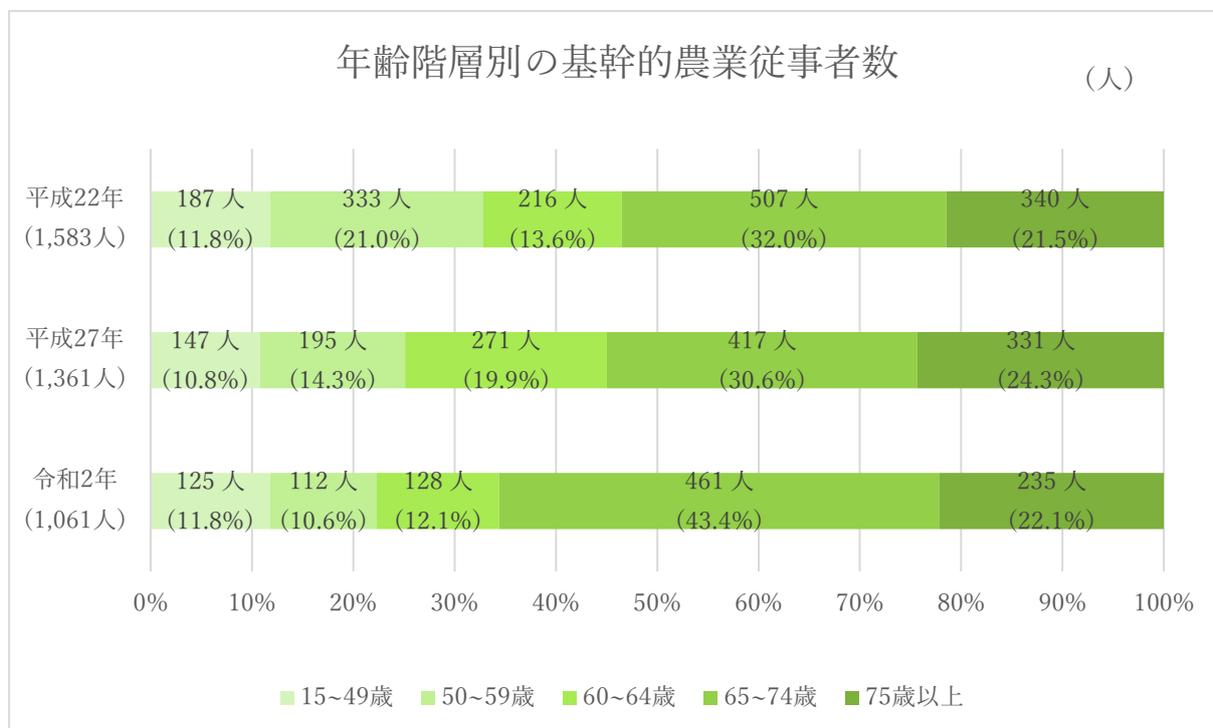
★基幹的農業従事者数の推移

区分	実数 (人)			減少率 (%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→令和2年	平成27年→令和2年
山形県	52,015	45,821	39,034	25.0%	14.8%
米沢市	1,583	1,361	1,061	33.0%	22.0%

⁴15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

(3) 年齢階層別の基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者数に占める65歳以上の割合は平成22年は約53.5%、平成27年は約55.0%、令和2年は約65.6%となっています。65歳以上が占める割合は山形県全体と同程度となっています。



★年齢階層別の基幹的農業従事者数

区分	平成22年 実数 (人)						平成22年 割合
	総数	15~49歳	50~59歳	60~64歳	65~74歳	75歳以上	65歳以上
山形県	52,015	5,193	9,988	7,688	16,612	12,534	56.0%
米沢市	1,583	187	333	216	507	340	53.5%

区分	平成27年 実数 (人)						平成27年 割合
	総数	15~49歳	50~59歳	60~64歳	65~74歳	75歳以上	65歳以上
山形県	45,821	4,320	6,074	7,910	15,018	12,499	60.1%
米沢市	1,361	147	195	271	417	331	55.0%

区分	令和2年 実数 (人)						令和2年 割合
	総数	15~49歳	50~59歳	60~64歳	65~74歳	75歳以上	65歳以上
山形県	39,034	4,105	3,617	4,667	16,028	10,617	68.3%
米沢市	1,061	125	112	128	461	235	65.6%

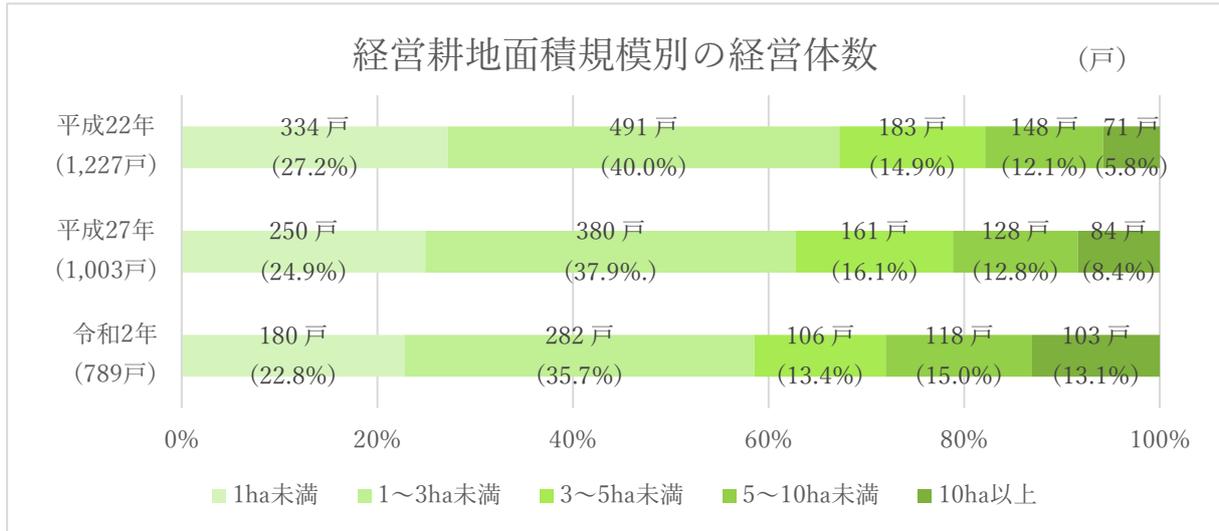
★年齢階層別の基幹的農業従事者数 (地区別)

区分	令和2年 実数 (人)						令和2年 割合
	総数	15~49歳	50~59歳	60~64歳	65~74歳	75歳以上	65歳以上
米沢市	1,061	125	112	128	461	235	65.6%
旧市	125	24	10	20	48	23	56.8%
上長井	67	6	7	6	29	19	71.6%
万世	49	4	6	5	22	12	69.4%
広幡	105	9	18	15	40	23	60.0%
六郷	84	10	6	8	43	17	71.4%
塩井	102	21	9	5	48	19	65.7%
三沢	44	2	6	6	16	14	68.2%
窪田	177	14	15	25	88	35	69.5%
山上	35	3	4	3	19	6	71.4%
上郷	174	28	25	23	63	35	56.3%
南原	99	4	6	12	45	32	77.8%

(4) 経営耕地面積規模別の経営体数

経営耕地面積規模別の経営体数について、令和2年は1ha未満は180戸で約22.8%、1～3ha未満は282戸で約35.7%、3～5ha未満は106戸で約13.4%、5～10ha未満は118戸で約15.0%、10ha以上は103戸で約13.1%となっています。

また、平成27年と比較すると、1ha未満は70戸、1～3ha未満は98戸、3～5ha未満は55戸、5～10ha未満は10戸減少していますが、10ha以上は19戸増加しています。経営体数は減少しているものの、10ha以上の経営体数は増加していることから、離農や廃業によって中規模以上の経営体に農地が集積されていると推察されます。



★経営耕地面積規模別の経営体数

区分	平成22年 実数 (戸)						平成22年 割合 (%)				
	総数	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上
山形県	40,831	16,062	15,458	4,835	3,395	1,081	39.3%	37.9%	11.8%	8.3%	2.6%
米沢市	1,227	334	491	183	148	71	27.2%	40.0%	14.9%	12.1%	5.8%

区分	平成27年 実数 (戸)						平成27年 割合 (%)				
	総数	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上
山形県	33,820	11,891	12,636	4,347	3,553	1,393	35.2%	37.4%	12.9%	10.5%	4.1%
米沢市	1,003	250	380	161	128	84	24.9%	37.9%	16.1%	12.8%	8.4%

区分	令和2年 実数 (戸)						令和2年 割合 (%)				
	総数	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上
山形県	28,241	9,619	9,708	3,704	3,361	1,849	34.1%	34.4%	13.1%	11.9%	6.5%
米沢市	789	180	282	106	118	103	22.8%	35.7%	13.4%	15.0%	13.1%

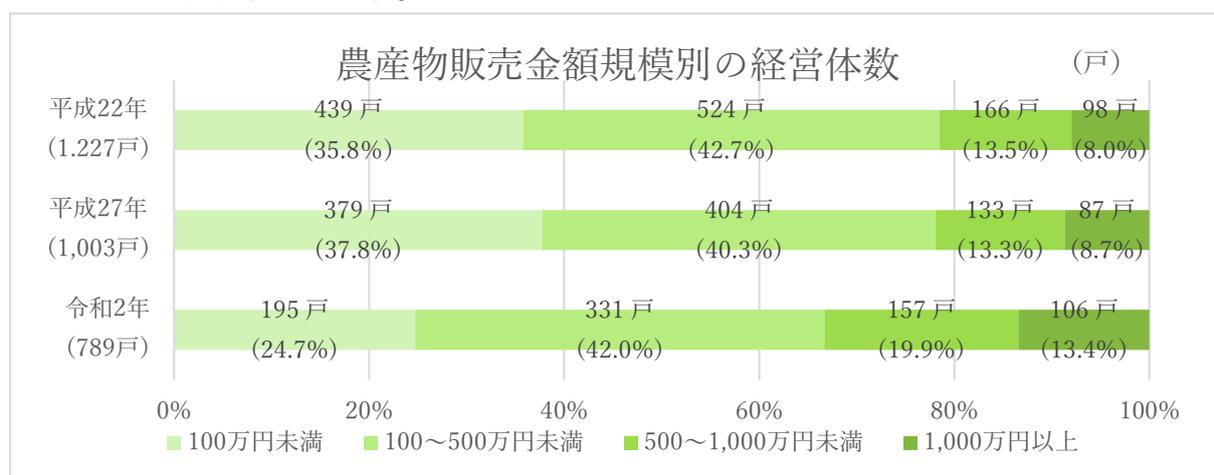
★経営耕地面積規模別の経営体数 (地区別)

区分	令和2年 実数 (戸)						令和2年 割合 (%)				
	総数	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上	1ha未満	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10ha以上
米沢市	789	180	282	106	118	103	22.8%	35.7%	13.4%	15.0%	13.1%
旧市	88	26	31	13	11	7	29.5%	35.2%	14.8%	12.5%	8.0%
上長井	45	11	19	7	7	1	24.4%	42.2%	15.6%	15.6%	2.2%
万世	49	20	18	5	2	4	40.8%	36.7%	10.2%	4.1%	8.2%
広幡	62	6	14	12	20	10	9.7%	22.6%	19.4%	32.3%	16.1%
六郷	64	14	15	9	14	12	21.9%	23.4%	14.1%	21.9%	18.8%
塩井	60	12	17	10	16	5	20.0%	28.3%	16.7%	26.7%	8.3%
三沢	49	12	20	4	6	7	24.5%	40.8%	8.2%	12.2%	14.3%
窪田	128	28	48	15	17	20	21.9%	37.5%	11.7%	13.3%	15.6%
山上	36	8	18	1	3	6	22.2%	50.0%	2.8%	8.3%	16.7%
上郷	122	23	37	17	20	25	18.9%	30.3%	13.9%	16.4%	20.5%
南原	86	20	45	13	2	6	23.3%	52.3%	15.1%	2.3%	7.0%

(5) 農産物販売金額規模別の経営体数

農産物販売金額規模別の経営体数について、令和2年は100万円未満は195戸で約24.7%、100～500万円未満は331戸で約42.0%、500～1,000万円未満は157戸で約19.9%、1,000万円以上は106戸で13.4%となっています。

また、平成27年と比較すると、100万円未満は184戸、100～500万円未満は73戸減少していますが、500～1,000万円未満は24戸、1,000万円以上は19戸増加しています。100万円未満の経営体数が占める割合は減少しているものの、100万円以上の経営体数が占める割合は増加しており、経営規模面積が拡大傾向にあることも要因の一つであると推察されます。



★農産物販売金額規模別の経営体数

区分	平成22年 実数 (戸)					平成22年 割合 (%)			
	総数	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上
山形県	40,831	16,013	16,790	5,078	2,950	39.2%	41.1%	12.4%	7.2%
米沢市	1,227	439	524	166	98	35.8%	42.7%	13.5%	8.0%

区分	平成27年 実数 (戸)					平成27年 割合 (%)			
	総数	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上
山形県	33,820	13,123	13,744	4,256	2,697	38.8%	40.6%	12.6%	8.0%
米沢市	1,003	379	404	133	87	37.8%	40.3%	13.3%	8.7%

区分	令和2年 実数 (戸)					令和2年 割合 (%)			
	総数	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上
山形県	28,241	8,278	11,981	4,540	3,442	29.3%	42.4%	16.1%	12.2%
米沢市	789	195	331	157	106	24.7%	42.0%	19.9%	13.4%

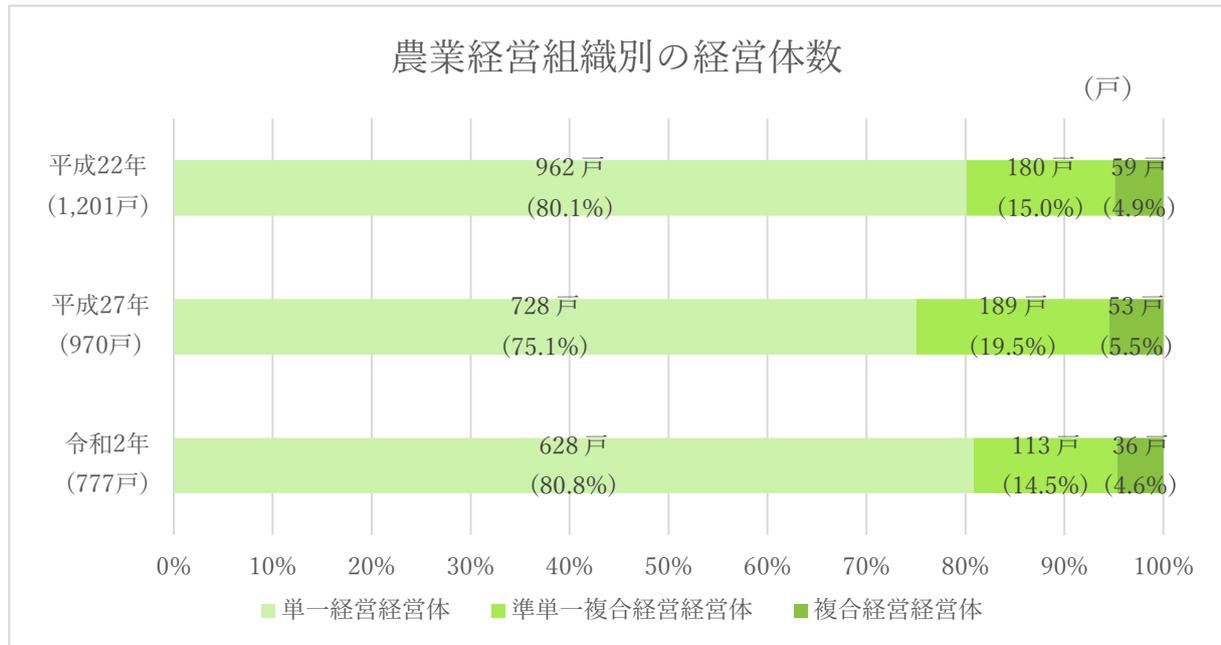
★農産物販売金額規模別の経営体数 (地区別)

区分	令和2年 実数 (戸)					令和2年 割合 (%)			
	総数	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上
米沢市	789	195	331	157	106	24.7%	42.0%	19.9%	13.4%
旧市	88	27	29	23	9	30.7%	33.0%	26.1%	10.2%
上長井	45	14	17	11	3	31.1%	37.8%	24.4%	6.7%
万世	49	22	19	4	4	44.9%	38.8%	8.2%	8.2%
広幡	62	4	29	20	9	6.5%	46.8%	32.3%	14.5%
六郷	64	14	23	14	13	21.9%	35.9%	21.9%	20.3%
塩井	60	7	23	20	10	11.7%	38.3%	33.3%	16.7%
三沢	49	16	21	7	5	32.7%	42.9%	14.3%	10.2%
窪田	128	23	58	28	19	18.0%	45.3%	21.9%	14.8%
山上	36	12	16	4	4	33.3%	44.4%	11.1%	11.1%
上郷	122	23	57	22	20	18.9%	46.7%	18.0%	16.4%
南原	86	33	39	4	10	38.4%	45.3%	4.7%	11.6%

(6) 農業経営組織別の経営体数

農業経営組織別の経営体数について、令和2年は単一経営経営体⁵数は628戸で約80.8%、準単一複合経営経営体⁶数は113戸で約14.5%、複合経営経営体⁷数は36戸で約4.6%となっています。

また、単一経営経営体のうち、稲作による単一経営体は503戸で約80.1%を占めているほか、準単一複合経営経営体のうち、稲作が主位部門である経営体は62戸で約54.9%を占めているなど、稲作の割合が高くなっています。



★農業経営組織別の経営体数

区分	平成22年 実数 (戸)			平成22年 割合 (%)			
	総数	単一経営	準単一複合経営	複合経営	単一経営	準単一複合経営	複合経営
山形県	38,891	28,305	8,414	2,172	72.8%	21.6%	5.6%
米沢市	1,201	962	180	59	80.1%	15.0%	4.9%

区分	平成27年 実数 (戸)			平成27年 割合 (%)			
	総数	単一経営	準単一複合経営	複合経営	単一経営	準単一複合経営	複合経営
山形県	32,617	23,627	7,095	1,895	72.4%	21.8%	5.8%
米沢市	970	728	189	53	75.1%	19.5%	5.5%

区分	令和2年 実数 (戸)			令和2年 割合 (%)			
	総数	単一経営	準単一複合経営	複合経営	単一経営	準単一複合経営	複合経営
山形県	27,461	21,051	4,936	1,474	76.7%	18.0%	5.4%
米沢市	777	628	113	36	80.8%	14.5%	4.6%

★単一経営経営体数の内訳

区分	令和2年 実数 (戸)												
	総数	稲作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花卉・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏
実数	628	503	10	3	26	6	43	6	10	5	15	1	0
割合	100.0%	80.1%	1.6%	0.5%	4.1%	1.0%	6.8%	1.0%	1.6%	0.8%	2.4%	0.2%	0.0%

★準単一複合経営経営体数の内訳

区分	令和2年 実数 (戸)												
	総数	稲作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花卉・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏
実数	113	62	3	0	16	6	14	3	1	1	6	0	1
割合	100.0%	54.9%	2.7%	0.0%	14.2%	5.3%	12.4%	2.7%	0.9%	0.9%	5.3%	0.0%	0.9%

⁵ 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体

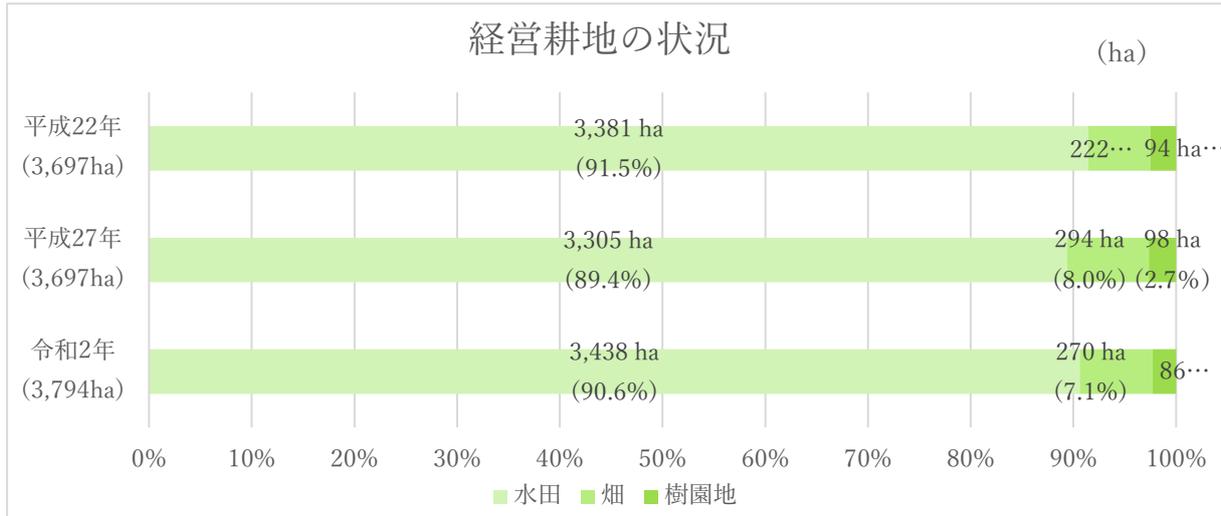
⁶ 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体

⁷ 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体

(7) 経営耕地の状況

経営耕地⁸の状況について、令和2年は3,794haとなっており、そのうち水田は3,438haで約90.6%、畑は270haで約7.1%、樹園地は86haで約2.3%となっています。

また、平成27年と比較すると、畑は24ha、樹園地は12ha減少していますが、水田は133ha増加しており、経営耕地全体としては97ha増加し、全体の約9割を占めています。山形県全体と比較し、水田面積の割合は高くなっており、樹園地面積の割合は低くなっています。



★経営耕地の状況

区分	平成22年 実数 (ha)				平成22年 割合 (%)		
	総面積	水田	畑	樹園地	水田	畑	樹園地
山形県	87,246	71,232	7,944	8,070	81.6%	9.1%	9.2%
米沢市	3,697	3,381	222	94	91.5%	6.0%	2.5%

区分	平成27年 実数 (ha)				平成27年 割合 (%)		
	総面積	水田	畑	樹園地	水田	畑	樹園地
山形県	100,792	84,963	8,396	7,432	84.3%	8.3%	7.4%
米沢市	3,697	3,305	294	98	89.4%	8.0%	2.7%

区分	令和2年 実数 (ha)				令和2年 割合 (%)		
	総面積	水田	畑	樹園地	水田	畑	樹園地
山形県	97,970	82,765	8,620	6,585	84.5%	8.8%	6.7%
米沢市	3,794	3,438	270	86	90.6%	7.1%	2.3%

★経営耕地の状況 (地区別)

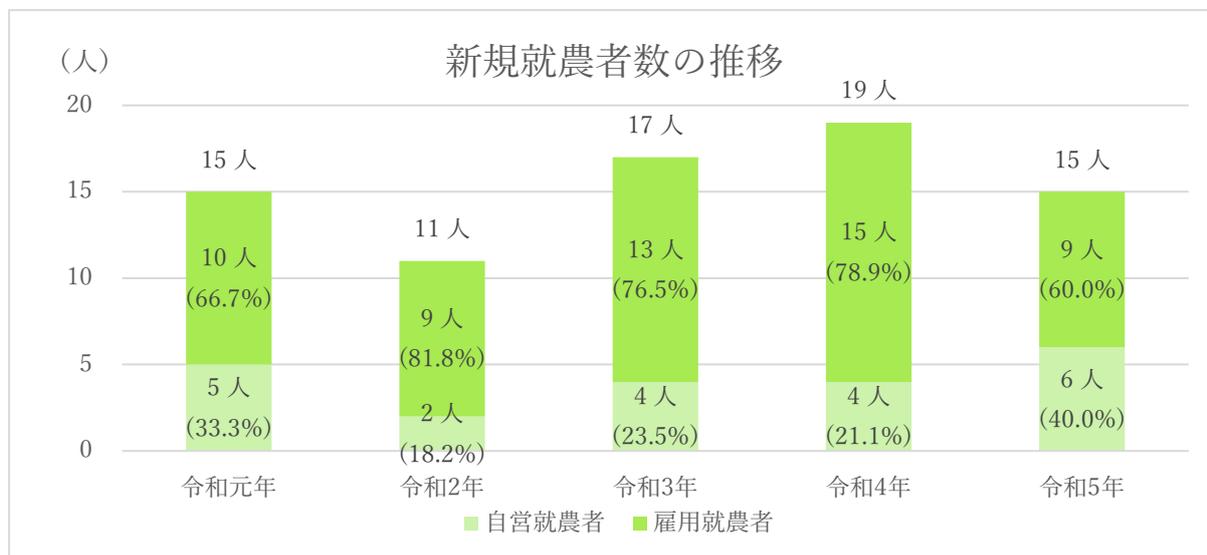
区分	実数 (ha)			減少率 (%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→令和2年	平成27年→令和2年
米沢市	3,697	3,697	3,794	-2.6%	-2.6%
旧市	327	364	450	-37.6%	-23.6%
上長井	167	160	132	21.0%	17.5%
万世	175	135	123	29.7%	8.9%
広幡	390	388	369	5.4%	4.9%
六郷	314	319	327	-4.1%	-2.5%
塩井	275	293	278	-1.1%	5.1%
三沢	248	220	192	22.6%	12.7%
窪田	638	612	603	5.5%	1.5%
山上	178	173	159	10.7%	8.1%
上郷	696	685	887	-27.4%	-29.5%
南原	289	347	273	5.5%	21.3%

⁸調査日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計

(8) 新規就農者数

直近 5 年間の新規就農者数の年平均は約 15 人となっており、自営就農者⁹数に比べ、雇用就農者¹⁰数の割合が高くなっています。

なお、県外出身者は例年 3 名程度となっています。

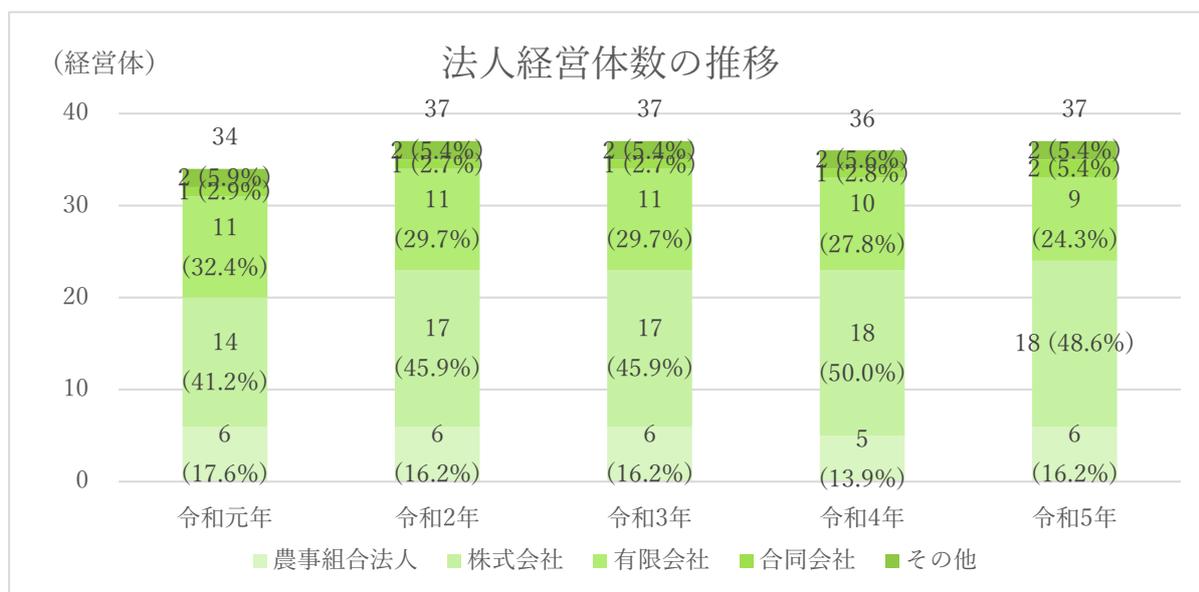


※新規就農者動向調査より

(9) 法人経営体数

令和 5 年の法人経営体数は 37 経営体となっており、新設された法人経営体がある一方で、解散した法人経営体もあり、令和元年からほぼ横ばいとなっています。

なお、法人経営体の形態は株式会社の割合が高くなっています。



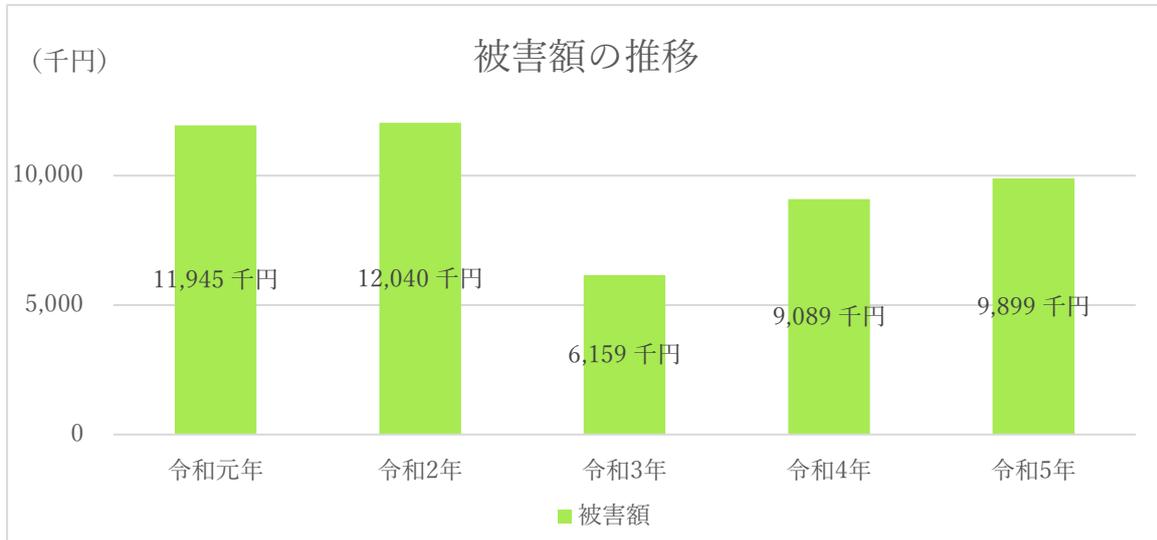
※農業法人の実態把握調査より

⁹個人経営体の世帯員で、調査期日前 1 年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

¹⁰調査期日前 1 年間に新たに法人等に常雇い（年間 7 カ月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）

(10) 有害鳥獣による農作物への被害額

電気柵の普及や地域ぐるみでの環境整備、追い払い活動等により、有害鳥獣による農作物への被害額は長期的には減少傾向にあるものの、令和2年から令和5年までの直近3年間は増加しています。

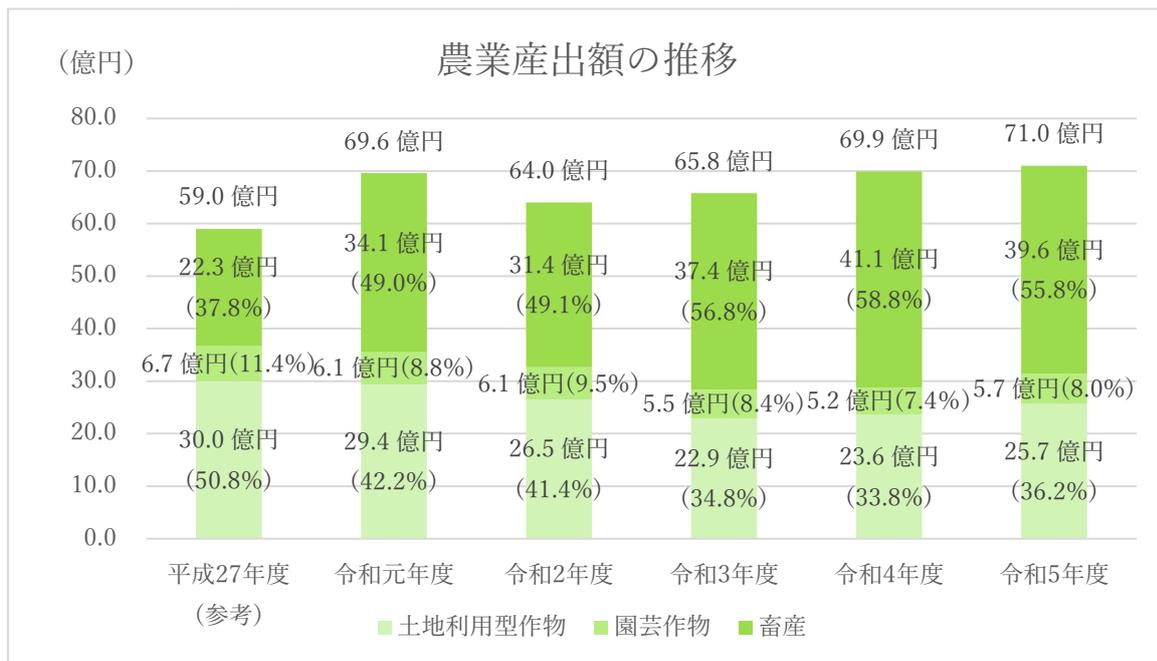


※有害鳥獣出没・被害調査より

(11) 農業産出額

平成27年10月に策定した「米沢市農業振興計画」において、計画最終年度（令和6年度）における農業産出額の目標を73億円に設定しました。

令和5年度は土地利用型作物（米など）が約25.7億円、園芸作物（野菜・果樹・花き）が約5.7億円、畜産（肉用牛・乳用牛・養豚）が約39.6億円、合計71.0億円となっています。



※米沢市産業部農政課による推計値（園芸作物は農家個人直販を除く。）

(12) まとめ

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、総農家数及び基幹的農業従事者数は減少傾向にある。基幹的農業従事者数は平成22年から令和2年までの10年間で3割以上減少している。
- 基幹的農業従事者全体に占める65歳以上の割合は年々高くなっており、令和2年は全体の約6割を占めている。
- 農業経営体数は年々減少しているものの、10ha以上の大規模経営体は増加しており、令和2年は全体の約1割を占めている。また、3ha未満の小規模経営体が占める割合は年々減少しているものの、令和2年は全体の約6割を占めている。
- 農業経営体数は年々減少しているものの、経営耕地面積は増加している。特に水田面積が増加しており、令和2年は全体の約9割を占めている。
- 稲作による単一経営体が全体の約8割を占めており、複合経営体のうち、稲作が主位部門である経営体は全体の約5割を占めている。
- 新規就農者は毎年約15人程度増えており、雇用就農者の割合が高くなっている。
- 有害鳥獣による被害額は長期的には減少傾向にあるものの、令和2年から令和5年までの直近3年間は増加しています。
- 農業産出額は微増となっており、そのうち、畜産が全体の約5割を占めている。

3. 米沢市の農業の課題

(1) 担い手の減少と高齢化の進行

本市の基幹的農業従事者は年々減少しているおり、65歳以上が占める割合も年々高くなっているなど、担い手不足と高齢化が進行しています。

そのため、今後の地域農業をけん引していく認定農業者や集落営農及び法人経営体、新規就農者及び後継者への継続した支援が必要です。

また、離農者に比べて新規就農者が少なく、法人経営体もほぼ横ばいの状況であるため、女性農業者や高齢農家、兼業農家、外国人労働者等の多様な担い手の育成と確保が必要です。

(2) 収益力向上へ向けた取組の強化

本市は経営耕地面積に占める水田面積の割合が約9割となっているほか、単一経営経営体に占める稲作単一経営体の割合が約8割となっており、多くの経営体において稲作が経営の軸になっています。

一方で、主食用米は需要量が減少しているため、今後需要が期待される加工用米や飼料用米、米粉用米等の生産に加え、大豆やそば、飼料作物等をはじめとする転作作物等への転換を進めることが重要です。あわせて、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用したスマート農業の実践や各種省力化技術の導入による経営の低コスト化を推進することが必要です。

また、稲作単一経営では米価下落等の経営上のリスクもあるため、収益性の高い園芸作物や畜産との複合経営の推進は経営基盤の強化や農業所得向上の観点から重要です。

(3) 地域資源の活用と連携の強化

地域資源の活用や農業所得の向上という観点から6次産業化が注目されていますが、商品のPR、流通・販路開拓等の全てのプロセスを農業者が単独で行うことは難しいのが現状です。そのため、生産・加工・販売の各段階における支援体制の構築や商工業をはじめとする異業種間との連携が必要です。

また、本市には豊かな自然環境や文化が存在しており、それらを活用した教育旅行の受入などを実施していますが、受入家庭の減少や高齢化等の課題があります。そのため、観光・教育分野等との連携による受入体制の維持や質の高い農業体験・交流機会の創出が必要です。

(4) 中山間地域における農業資源の保全と活用

中山間地域では人口減少や高齢化による労働力の低下や有害鳥獣による被害、平坦部に比べて生産コストが高いことなど様々な課題があります。一方で、中山間地域は河川の上流域に位置し、農業生産活動により、国土の保全、水源かん養、洪水の防止、

土壌の浸食や崩壊の防止等、多面的な機能を発揮することから、中山間地域における農業振興と農地保全は重要です。

そのため、有害鳥獣による被害の低減策や被害を受けにくい作物の選定・産地化等の推進、6次産業化による販路の拡大など、平坦部と差別化を図った取組が必要です。

(5) 環境保全型農業の推進と脱炭素社会へ向けた取組

農業は環境との親和性が高い産業であるため、環境と調和のとれた産業への転換が求められています。そのため、有機農業をはじめとした環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である環境保全型農業の推進は重要です。

また、二酸化炭素の排出量を実質的にゼロにする脱炭素社会への転換が世界的に求められており、本市においても令和2年10月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。脱炭素社会へ向けた取組の1つには再生可能エネルギーの活用が挙げられますが、未利用農地への安易な太陽光パネルの設置や大規模風力発電所の建設は既存の生態系や自然環境へ影響を与えるため、適切な活用が必要です。

第 3 章

米沢市の農業振興の基本理念と基本方針

1. 基本理念及び目指す将来の姿

基本理念

「～育てよう！活かそう！つながろう！そこから拓く米沢の農業～（継続）」

令和5年度の農業産出額は約71億円であり、平成27年度（計画策定年度）の約59億円と比較し、約1.2倍となり、「米沢市農業振興計画」で設定した目標の73億円に迫る数字となっています。また、令和2年12月に「米沢市農業振興計画第2期重点取組事項」をまとめ、計画下半期で取り組むべき項目を設定しました。現時点では目標達成には至らないものの、これまでの取組により計画策定時よりも上向いている項目も多くなっており、今後も継続した取組を続けていく必要があります。

一方で、本市においても基幹的農業従事者は減少傾向にあり、65歳以上が占める割合も年々上昇しているなど、担い手の減少と高齢化が進行しています。また、担い手の減少と高齢化に伴い、将来的な耕作放棄地の発生が予想されるなど、引き続き取り組まなければならない課題もあります。

今後も担い手が減少していく状況においても、農業を継続していくためにはスマート農業の実践や省力化技術の導入等により、省力化・低コスト化を図る必要があります。また、農業は環境と親和性の高い産業であり、脱炭素社会に向けた取組や環境負荷の軽減に配慮した農業の実践が求められるており、新たに対応しなければならない課題あります。

第2次米沢市農業振興計画では現行計画の「育てよう！活かそう！つながろう！そこから拓く米沢の農業～」という基本理念を継承しつつ、新たに「目指す将来の姿」として「～若者が希望を持てる魅力ある農業の実現」を掲げ、引き続き本市農業が抱えている課題の解決と地域の特性を活かした農業振興を目指します。

目指す将来の姿

「～若者が希望を持てる魅力ある農業の実現～」

農業情勢は大きく変化しており、農業者が対応しなければならない課題も多く、農業経営は厳しさを増しています。

本市の基幹産業である農業が今後も持続的に安定した産業になるためには、地域の実情にあった取組を継続することは当然ですが、今後の本市農業をけん引していく担い手の存在が最重要であると考えます。特にこれからを担う若手農業者が農業という職業に魅力を感じ、誇りを持てるよう、各種取組を実践し、「若者が希望を持てる魅力ある農業の実現」と所得向上を目指します。

2. 基本方針

本市農業の現状と課題を踏まえ、以下の5つの基本方針を掲げ、それぞれに対応した施策を実施します。

(1) 意欲ある担い手の育成と確保、多様な人材の活躍促進

- ★認定農業者や集落営農及び法人経営体、新規就農者及び後継者など、今後の本市農業をけん引する担い手の育成・確保に取り組みます。
- ★中山間地域における集落営農の取組や法人化の推進をはじめ、女性農業者や高齢者農家、兼業農家、外国人労働者等の多様な担い手の育成・確保に取り組みます。
- ★農作業の省力化や生産性の向上を図るため、スマート農業に関する研修会・勉強会を開催し、これからの農業経営に必要な情報を発信します。
- ★地域での話し合いを継続し、地域計画の定期的な見直しを実施し、より実効性のある計画へブラッシュアップするほか、目標地図に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を推進します。

(2) 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化

- ★担い手への農地の集積・集約化や省力化技術の導入など、農業経営の低コスト化を推進します。
- ★加工用米や飼料用米、米粉用米等の生産に加え、大豆やそば、飼料作物等をはじめとする転作作物の生産を推進します。
- ★収益性の高い野菜・果樹・花きといった園芸作物の振興を推進し、生産基盤の確立と農業所得の最大化を目指します。
- ★「米沢牛」や「天元豚」をはじめとする高品質な畜産物のブランド力向上や6次産業化への取組を推進し、生産基盤の強化を目指します。

(3) 農産物の消費拡大と農山村地域の活性化

- ★農産物の生産・加工・販売の各段階における支援体制の充実に努めるなど、6次産業化の取組を推進します。
- ★学校給食での地元産食材の活用やマルシェでの販売など、地域の農畜産物の利用を促進するため、関係機関・団体等と協議し、地産地消の取組を推進します。
- ★本市の有する豊かな自然環境や文化を活かした農業体験等を提供するため、観光・教育分野等との連携を強化し、受入体制の維持や質の向上を図るとともに、農村地域の活性化を目指します。

(4) 農地の保全と中山間地域の農業振興

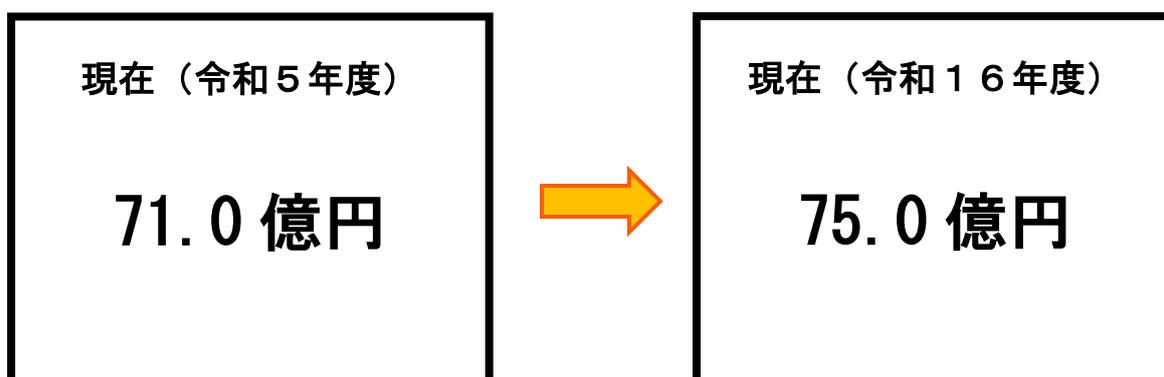
- ★国土の保全、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止等、中山間地域における農業は多面的な機能を発揮するため、中山間地域の特性を活かした農業振興を推進します。
- ★鳥獣被害の低減策や被害を受けにくい作物の選定や産地化を検討します。
- ★6次産業化の取組を推進するなど、平野部と差別化を図った農業振興を推進します。

(5) 環境保全型農業の推進と再生可能エネルギーの活用

- ★環境負荷の低減を図る有機栽培等の取組を支援し、環境保全型農業を推進します。
- ★脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組みます。

3. 農業産出額の目標

これまでの農業産出額の推移や今後の展望などを考慮し、目標年度（令和16年度）の農業産出額の目標を75.0億円に設定します。



類型	現在 (R5)	目標年度 (R16)
土地利用型作物 (米など)	25.7 億円	26.9 億円
園芸作物 (野菜・果樹・花き)	5.7 億円	6.1 億円
畜産 (肉用牛・乳用牛・養豚)	39.6 億円	42.0 億円

第 4 章
施策の展開

1 意欲ある担い手の育成と確保、多様な人材の活躍促進

(1) 多様な担い手の育成と確保

本市の農業は、高齢化や後継者不足などにより年々農業就業人口の減少が進んでおり、担い手も十分とは言えない状況にあることから、地域農業を守っていくための仕組みづくりが大きな課題です。

この状況に対応するため、地域農業をけん引していく認定農業者や今後の担い手となり得る新規就農者に対して手厚く支援していきます。また、地域農業を維持・継続していくうえで技術・知識の豊富な高齢農家や兼業農家の地域農業への参入、さらには、園芸作物等の複合経営や6次産業化において多大な活躍が見込まれる女性農業者の育成・確保も重要であり、それぞれの能力を十分発揮できるよう支援します。

① 新規就農者・後継者

若い世代にとって農業が魅力的な職業になることを目指し、支援制度の拡充や関係機関と連携するなどして、次世代を担う農業者の育成・支援に力を入れていきます。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
新規就農者（親元就農者、雇用就農者を含む）の増加数	15人/年	15人/年	20人/年

今後の施策	内容	取組主体
青年等就農計画制度の認定の促進	就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であるため、青年等就農計画制度の認定を促進します。	市 関係機関
新規就農者の仲間づくり及び交流の促進	新規就農者間の相互研鑽や、情報交換を促進するため、交流の場を作ります。	市 関係機関
研修会、勉強会の実施	新規就農者等が農業経営に必要な知識、技術を習得するため、また更なる経営の改善・発展を図るため、研修会、勉強会を実施します。 具体的には県が主催する新規就農者向けイベントの周知、その他研修会の周知に努めます。	市 県 関係機関
新規就農者制度（補助事業等）の普及啓発	国、県、市における補助事業等を最大限に活用していただくため、制度の普及、啓発に努めます。	市 地域協議会 関係機関
市単独補助事業	新規就農者又は後継者を対象として、経営の	市

	不安定な初期段階における支援を目的として、市単独補助事業により支援します。	
家族経営協定の締結の推進	家族経営における新規就農者また後継者の積極的な参画、及び役割分担の明確化を図るため、家族経営協定の締結を推進します。	市 県
U I J ターンの新規就農者に対するの支援	農業経営をゼロから始めるU I J ターンの新規就農者に対しては、農業に関する基礎知識や研修先の情報提供、農地や機械・施設の導入支援、さらには交流の場の創設等により、安定した農業経営と生活基盤を確立できるよう、総合的な支援を実施します。	市 関係機関

②集落営農・法人等組織

法人化や組織化に向けた知識・技術等を習得するための研修会等の実施や支援事業による施設・機械等の導入支援などにより、地域の農業経営の受け皿となる集落営農・法人等組織の育成・確保に努めます。

今後の施策	内 容	取組主体
法人化、集落営農の取組の推進	国、県、市における補助事業等を最大限に活用していくため、制度の普及、啓発に努めます。特に、担い手、後継者不足が深刻である中山間地域における取組を推進します。	市 地域協議会 関係機関
研修会、勉強会の実施	法人化、組織化に向けた知識、技術を習得するため、研修会、勉強会を実施します。	市 関係機関
施設・機械等の導入支援	主に国や県の事業を活用し、農業法人や集落営農組織が整備する施設・機械等の導入に対して支援します。	市 県 国
高齢者の役割の明確化	集落営農等において、高齢農業者が持つ技術、知識の活用と伝達に取り組む等、高齢者の役割を明確にします。	市 各集落
新規就農者の受入	新規就農者の農業に関する知識や技術等の習得のため、農業法人や集落営農組織による新規就農者の受入を推進します。	市 各集落

③ 認定農業者

認定農業者制度の周知や農業経営改善計画の作成を支援するなど、地域農業をけん引する担い手として認定農業者の育成を図っていきます。

認定農業者数の推移	R1	R2	R3	R4	R5
認定農業者数	332 人	308 人	264 人	281 人	273 人

今後の施策	内 容	取組主体
認定農業者会議の運営	農業経営と地域農業の発展を目的として認定農業者会議を組織し、全国担い手サミットへの参加、視察研修、各種勉強会、研修会を実施します。	市 農業者
研修会、勉強会の実施	日々変化する農業情勢に対応し、農業経営改善に対する意識を高めるため、研修会、勉強会を実施します。	市 地域協議会 関係機関
認定農業者制度の普及啓発	認定農業者制度の周知を図るとともに、経営改善に関する相談、アドバイス等を実施します。	市 地域協議会 関係機関
家族経営協定の締結の推進	農業経営における男女共同参画の推進、円滑に後継者へ経営を移譲すること等、家族経営の充実、発展を図るため、家族経営協定の締結を推進します。	市 県

④女性農業者

女性農業者同士の交流の場を設けるだけでなく、関係機関と連携しながら農業機械の基礎研修や操作講習会等を実施することにより、女性農業者が活躍できる場の拡大に努めます。

今後の施策	内 容	取組主体
女性の基幹的農業従事者の拡大	発展的な農業経営を行うため、また男女共同参画の観点から、女性の農業従事者の拡大を推進します。 また、次世代のリーダーとなる女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援します。	市 県 関係機関
女性農業者の仲間づくり及び交流の促進	女性農業者間の相互研鑽や、情報交換を促進するため、交流の場を作ります。	市 関係機関
研修会、勉強会の実施	女性がつもつ能力、感性を農業経営に活かすための研修会、勉強会を実施します。 また、作業における安全確保や機械操作の技術向上等を図るため、女性農業者向けの農業	市 県 関係機関

	機械の基礎研修や操作講習会等を実施します。	
家族経営協定の締結の推進	家族経営における女性の積極的な参画、及び役割分担の明確化を図るため、家族経営協定の締結を推進します。	市 県

⑤高齢者・兼業農家

高齢者や兼業農家も地域農業を支える重要な役割を担っていることから、多様な担い手が一体となって地域農業を守っていく施策を実施します。

指標及び目標値	R2（現状値）	R11	R16
基幹的農業従事者の高齢化率 （65歳以上の割合）	65.6%	65.6%	65.6%

今後の施策	内 容	取組主体
高齢者を活用する施策の展開	高齢農業者が持つ技術、知識の活用と伝達のための支援を行います。 また、機械の導入による省力化等について支援を行います。	市 農業者 関係機関
兼業農家の地域農業への参画の促進	地域農業における話し合い等への積極的な参加を促します。	市 農業者 関係機関

⑥スマート農業の活用

担い手等の農作業の省力化や生産性の向上を図るため、関係機関と連携しながら、導入費用に対する支援や活用に関する知識・技術習得のための研修会等の実施等により、スマート農業の活用を推進します。

今後の施策	内 容	取組主体
情報の収集	試験研究機関、メーカーなどが進める新技術等に関する情報の収集に努めます。	市 関係機関 農業者
研修会等の開催	スマート農業の有効的な活用による農作業の省力化や生産性の高い農業経営ができるよう、スマート農業に関する研修会等を実施します。	市 関係機関 農業者
支援事業等の活用	国や県などの支援事業や市単独補助事業の活用によるスマート農業の導入を支援します。	市 農業者

(2) 地域計画の推進

本市では、平成24年度に市内全地区（11地区）を対象として人・農地プランを作成し、その後定期的なプランの見直しを実施しながら担い手への農地集積・集約が進むよう取り組んできました。

令和5年度からは国の法律改正により人・農地プランが「地域計画」に変わり、将来の地域農業の在り方に加えて、概ね10年後に誰がどの農地を担っていくのかを一筆ごとに示す「目標地図」と呼ばれる地図を新たに追加した計画を、令和6年度末に市内全地区において策定しました。目標地図の追加により、農地として守っていく区域や将来の目標とする農地利用の状況等が見える化され、地域農業の今後の具体的な方向性や展望が地域内でより共有しやすくなりました。今後も継続した話し合いを行いながら策定した計画を定期的に見直し、より具体性・実効性のある計画へとブラッシュアップしていきます。

なお、地域計画の策定区域や目標地図に位置付けられた農業者等は、農業用機械や施設等の導入・整備に活用可能な国や県の補助事業等を活用しやすくなるメリットがあります。地域計画の推進と、耕作意向のある農業者等の営農継続を重点的にサポートするため、地域計画と紐付けた支援に力を入れていきます。

また、地域計画の策定区域内は過去に土地改良事業が行われている圃場が大部分を占めますが、事業完了後、既に40年近く経過している圃場が多く、今後は長寿命化や更新といった老朽化への対応が必要です。国の交付金制度である多面的機能支払交付金等を活用するなどして、農地の基盤維持が図られるよう必要に応じた対策を講じます。一方で、中には小規模農地を含む集団的な未整理地であり、農地としての利用を継続していくためには将来的に土地改良事業が必要不可欠である地域もあることから、土地改良事業による圃場や農業用排水路等の整備も推進していきます。

今後の施策	内容	取組主体
地域計画の定期的な見直し	策定した地域計画を定期的に見直せるよう、話し合いの場を設けるなど、関係団体と連携して支援します。	市 関係団体
地域計画の実現に向けた後押し	地域計画の実現のため、耕作意向のある農業者等の機械導入等の取組みを後押しします。	市 農業者
農地中間管理機構の活用	目標地図に位置付けられた担い手等が効率よく営農できるよう、農地中間管理機構の活用による担い手等への農用地の集積・集約化を推進します。	農業者
土地改良事業の実施	生産性や効率向上のため、未整備農地の大型圃場への整備を実施します。	市 関係機関

	農業用排水路の整備と更新を実施します。	
基幹的水利施設等の維持、老朽化への対応	<p>既存施設の機能診断を行い、劣化状況を把握し適切な対策を講じます。</p> <p>基幹的水利施設等の老朽化に対し、国の交付金である多面的機能支払交付金等を活用した更新や補修などの対応を行います。</p>	市 農業者

2 地域の特性を活かした農業経営基盤の強化

(1) 土地利用型作物の振興

本市は、経営耕地面積に占める水田面積の割合が約9割であり、稲作が農産物販売金額の最上位となっている経営体数が約8割、農業産出額に占める米の割合の約4割となっており、稲作が経営の軸になっています。一方で、米価格の低迷や資材価格の高騰等に伴う農業所得の減少により、再生産の維持が困難な状況に追い込まれ、担い手や農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加している現状にあります。

主食用米は需要量が減少していることから、需給調整において加工用米や備蓄米、米粉用米等の新規需要米の生産や販売体制の取組が重要な役割を担っております。転作作物については、大豆や飼料作物、そばが基幹作物となっておりますが、雑草や湿害、連作障害等により、単収低下といった課題を抱えており、収益力向上に資する取組みが必要となっております。

① 稲作の振興

主食用米については、需要に応じた生産を図り、効率的な作付けに取り組んでいきます。また、こだわりがあり安定的な所得が確保できる高付加価値米の生産を推進する一方で、中食・外食産業等、幅広く多種多様な実需に応じるため、収量を重視した米の生産も推進するとともに、稲作経営の農業所得の向上を図るため、担い手への農地の集積や集約化、スマート農業用機械や密苗、疎植等の省力化技術の導入を推進し、経営の低コスト化に取り組んでいきます。

また、需給調整において、加工用米、飼料用米、米粉用米等については、集荷業者や取扱業者等と連携し、全農を中心とする全国スキームの活用や消費者ニーズ等を見極めながら取組みを推進していきます。

特に飼料用米やWCS米については、畜産農家等と連携し、地域内の循環と需要の拡大に取り組んでいきます。

さらに、本市では地酒で乾杯を奨励する「おしょうしな乾杯条例」が施行されており、酒米についても、酒造業者・団体等と連携し、置賜農業振興協議会が実施する「おきたま地酒サミット」などを通してPRしながら地産地消を目指します。

米飯を中心とした日本型食生活の普及・啓発を図るとともに、米沢産米としてのブランドを確立し、国内のみならず国外での認知度向上を図り、本市の米の消費拡大を推進します。

指標及び目標値	R5 (現状値)	R11	R16
新規需要米作付面積	265 ha	275 ha	280 ha
今後の施策	内容		取組主体

研修会、勉強会、交流会の実施	農地集積や直播栽培など、経営の低コスト化に必要な生産技術、または高付加価値米の効率的な生産体制の構築における助言指導、及び情報交換ができる場を作ります。	市 地域協議会 関係機関
遊休水田の有効活用啓発	作付体系が主食用と類似している非主食用米の取組をPRし、農業者の経営の安定及び所得の確保を図ります。	市 地域協議会
販売対策の推進	生産者と実需者の地域ぐるみでのマッチング活動、量販店、食品メーカーや輸出事業者への情報発信・PR・ブランディング活動を支援します。	市 地域協議会 関係機関
米の消費拡大の推進	児童・生徒を中心とするのではなく、学校も含め、市民全体に対して、米飯を中心とした日本型食生活の普及・啓発に努め、米の消費拡大を図ります。	市 地域協議会 関係機関

② 大豆の振興

大豆は、農事組合や生産法人などの作業受託組織が確立しており、地域における転作での基幹作物となっております。

しかしながら、西洋アサガオ等の雑草や湿害、連作障害などによる収量の低下、品質不良が顕著になっており、農業所得に直結しております。

このため、適期播種を推進するとともに、水田のブロックローテーションや「大豆300A」と呼ばれる栽培技術の導入、難防除雑草対策や成長調整資材の施用、種子コーティング剤の使用等による多収栽培のために必要な取組みを支援していきます。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
大豆の作付面積	243 ha	245 ha	245 ha
反収（10 a 当たり数量）	122 kg	130 kg	135 kg

今後の施策	内容	取組主体
研修会、勉強会の実施	安定生産を図るため、的確な技術対策を助言指導できる研修会、勉強会を実施します。	市 地域協議会 関係機関
販売・流通対策の推進	品質・規格の統一などにより、実需者との結びつきを強め、地産地消の推進などを通じて、安定した販路の確保を図ります。	市 地域協議会 関係機関

③そばの振興

本市のそばの歴史は古く、上杉鷹山が不作による米不足に備えて年三回も収穫できるそばの栽培を推奨したことで米沢にそばが定着したとされています。

現在は、作業受託法人や団体を中心に、個人栽培を含めて作付けが行われています。

そばは湿害に弱く、その年により収穫量が大きく変動する不安定な作物であることから、額縁明渠の設置や耕うん同時畝立て播種技術の導入等による排水対策や、有機物・土壌改良資材等の施用等による地力向上対策等を支援し、良質なそばの収量の確保、増大を図っていきます。

また、安定的な価格で取引ができる実需者との契約栽培を定着させるとともに、原料供給に留まらず、加工から販売まで含めた6次産業化を図り、地域振興にも寄与しながら所得を確保していきます。

さらには、販売・流通対策を強化するため、関係機関が連携して、ブランド化や販売先の確保に繋がる施策を実施します。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
そばの作付面積	168 ha	168 ha	168 ha

今後の施策	内 容	取組主体
研修会、勉強会の実施	湿害に極めて弱い性質から、排水対策や適期・適地栽培の技術的な助言指導ができる研修会、勉強会を実施します。	市 地域協議会 関係機関
販売・流通対策の推進	実需者のニーズに対応した品種の普及と消費拡大、販売先の確保のため、各種PR活動やイベントを企画・推進します。	市 地域協議会 関係機関

③ 飼料作物の振興

飼料作物は、市内酪農場の規模拡大に伴い需要量が拡大し地域内の転作作物として重要な位置づけとなっており、コントラクター組織と連携しながら収益力に繋がる取組みを支援していくとともに、資源循環を含む耕種農家と畜産農家の連携による生産・利用体制の整備を図りながら、適切な管理により作付けが継続できるよう取り組んでまいります。

また、牧草やデントコーン等の飼料作物の作付けが固定化している水田は、畑地化を促していきます。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
WC S用稲作付面積	115 ha	120 ha	125 ha
飼料用米作付面積	138 ha	140 ha	145 ha

今後の施策	内 容	取組主体
交付金、補助事業等の周知・啓発	産地交付金や畑地化促進事業、補助事業等を最大限活用していただくため、制度の周知・啓発に努めます。	市 地域協議会 関係機関
研修会、勉強会の実施	展示圃の設置や実演会・研修会等の実施により、意欲向上を支援するとともに、技術等の普及・啓発を図ります。	市 地域協議会 県

⑤米政策への対応

需要に応じた米の生産を推進するため、大豆、飼料作物、米粉用米、加工用米等については、経営所得安定対策による水田活用の直接支払交付金が交付されています。

水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田の見直しが行われていることから、水田畑地化事業に関する情報の収集と周知を行い、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促します。

現在は、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産の目安を設置したり、需要に応じた生産を円滑に行える状況になるよう、行政も一体となって取組を推進しています。一方、本市は米の主産地でもあることから、需要に応じた米の生産だけではなく、米の消費拡大の取組も合わせて推進しなければなりません。今後の動向に注視しながら、産地としての対応を検討していく必要があります。

今後の施策	内 容	取組主体
交付金、補助事業等の周知・啓発	転作に伴う各種交付金や補助事業等を最大限活用していただくため、制度の周知・啓発に努めます。	市 地域協議会 関係機関
生産・販売の拡大促進	児童・生徒を中心とするのではなく、学校も含め、市民全体に対して、米飯を中心とした日本型食生活の普及・啓発に努め、米の消費拡大を図ります。 6次産業化の取組等、将来を見据えた農業経営を推進し、地域内外の多様な主体への働きかけにより販路開拓・拡大を促進します。	市 地域協議会 関係機関
研修会、勉強会、交流会の実施	経営の組織化・集落営農の法人化等による担い手確保、後継者や地域リーダー等の人材育成に繋がるような研修会等の開催、及び先進地の視察研修を実施します。	市 地域協議会 関係機関

(2) 園芸作物の振興

本市は水田農業が主体となっており、園芸作物については、消費者の地産地消に対する関心やニーズの高まりにより、地元直売所やインショップが多く設置され、女性や高齢者などの小規模農家の活躍の場となっており、小規模に栽培された多品目の作付が多く行われています。

米価低迷や今後も米の需要量が減少することが見込まれる中、収益性の高い野菜・果樹・花卉といった園芸作物の振興は、農業所得確保の観点から今後の本市農業振興において特に重要です。しかし、園芸作物は労働集約型であることから労働力不足、さらには他の分野と同様に生産者の高齢化や後継者不足など、担い手・人材確保が大きな課題です。

また、ここ数年、資材や燃油等の価格が高騰し、新規導入や新たな設備投資が難しいため、既存施設を活用し、生産コストを抑えながらいかに高品質の作物を生産していくかが課題です。

さらに、ライフスタイルや価値観の多様化、若者世代の農業への関心の高まりを背景に、従来のように農業生産による出荷のみにとどまらず、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）への取組や商工観光業などの異業種との連携などを通じた生産以外からの収益源確保や、最近注目を集めているアグリツーリズムなどの新たな農業ビジネスモデルの導入により農業所得を増加していくことが今後、重要になってきます。

①野菜の振興

野菜は、少量多品目生産が多く、地元直売所やインショップへの出荷が行われていますが、農産物流通において、市場出荷は、今後も主要な流通ルートと見込まれることから、収益性の高い品目を選定し産地化を図り、本市特産品として確立する必要があります。一方で、昨今の環境問題やサステナブルな取組に対する意識の高まりから、地産地消の重要性が見直されています。このため、直売所のほか、学校給食や市内飲食店等で地場野菜の利用を促進させ、地域内循環の仕組みをつくっていくことが求められています。

また、特色ある伝統野菜は、生産者の高齢化が進み、担い手が減少しています。このため、栽培技術と文化の継承を進め、歴史ある高付加価値野菜としての販路を確保し、生産体制を維持していくことが喫緊の課題です。

(単位：千円)

実績値	R1	R2	R3	R4	R5
野菜販売額	269,306	273,150	231,233	207,181	254,610

(単位：千円)

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
野菜販売額	254,610	267,340	280,000

今後の施策	内 容	取組主体
産地の維持・拡大	施設や機械の継承や再整備、長寿命化の支援を行い、低コスト化や省力化の取組を進め、産地の維持拡大に務めます。	農業者 市 関係機関
需要期に合わせた生産・販売体制づくり	消費者ニーズの把握に努め、需要期に合わせた生産体制、他産地との差別化による販売を推進します。	農業者 市 関係機関
新たな特産品づくり	本市風土に合った作物の選定と生産者グループによる産地化に向けた取組を支援し、新たな特産品の創出を図ります。	農業者 市 関係機関

【主な品目別振興計画】

①きゅうり

夏秋きゅうりは、青果市場を通じた販路が確立されている高収益品目であることから、新規栽培者の確保に努め、生産拡大を目指します。また、地元消費者からの需要が高い品目でもあるため、市場出荷のほか、直売所やインショップ販売を推進します。

②えだまめ

水稲とのブロックローテーションを進めながら、転作田を利用した土地利用型の野菜として、団地化や省力機械等の導入を支援します。また、他産地と競合しやすい品目のため、関係機関と連携し、長期安定出荷や食味本位による市場評価の向上を図り、生産者所得の確保を図ります。

③アスパラガス

市場からの需要が高い品目のため、畑地化や転作田での本作化を進め、単収の向上を目指します。あわせて、関係機関と連携した栽培希望者の掘り起こしや栽培支援を行い、栽培者の定着化を図り産地の維持拡大を推進します。

④冬期間出荷用野菜（キャベツ・ねぎ・白菜等）

冬期間出荷用野菜は雪国の寒さを利用しながら、甘み・うまみを引き出した高糖度の野菜で、本市風土を利用した冬期間における農業者の所得確保の有望品目として、生産を振興していきます。また、冬期間出荷用野菜は「寒中野菜」として市内スーパーでの販売といった地産地消のほか、県外需要も高く首都圏でも販売されています。今後も、「寒中野菜」の地産地消を積極的に進め、米沢の冬を代表する味として地元で

の定着を進めます。

⑤伝統野菜（雪菜・遠山かぶ・うこぎ・小野川豆もやし）

生産者の高齢化や後継者不足が当面の重要な課題となっています。このため、生産者の維持並びに他産業と連携した希少価値の高い高付加価値食材としての需要を喚起させ、生産を維持していきます。

②果樹の振興

生産者の高齢化や後継者不足が他作物よりも深刻化しており、労働不足や販売価格の低迷、近年の異常気象による被害などで離農し、樹体を伐採し廃園せざるを得ない園地の増加が懸念されています。さらに、近年、温暖化による被害が発生しており、今後もこの影響が続くことが予想され、本市産地にあった栽培技術の導入を図っていく必要があります。また、果樹生産は、収穫など機械化が困難な作業が多く労働集約的な作業体系となっていることから、「デイワーク」など短期間でアプリを介して生産者と働き手を結ぶ取組の活用や作業の省力化・軽労化を進めます。さらに、今後の需要動向を見据えて導入する品目を選定し、新植改植を進め、園地の若返りを進めます。

(単位：千円)

実績値	R1	R2	R3	R4	R5
果樹販売額	106,242	113,796	93,428	95,428	97,911

(単位：千円)

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
果実販売額 (市場出荷)	97,911	97,900	94,000

今後の施策	内 容	取組主体
果樹園の維持・発展	管理できなくなった園地・施設の継承や再整備、剪定などの農作業を請負う組織活動の支援を行い産地維持発展に務めます。	農業者 市 関係機関
労働生産性の向上	省力・軽労的な生産方式の導入や機械作業体系の導入推進により労働生産性の向上を図ります。	農業者 市 関係機関
多様な担い手の確保	「デイワーク」などシニア世代や企業など様々な分野と連携した多様な労働力の確保や農繁期における質の高い雇用労働力確保に向	農業者 市 関係機関

	けた仕組みづくりを進めます。	
--	----------------	--

【主な品目別振興計画】

①りんご

わい化栽培や作業省力化技術の導入等により省力化・軽労化を進めます。また、園地継承の仕組みを構築し、意欲ある生産者へ園地の集約化を進め、産地規模の維持を図ります。

②さくらんぼ

労働集約型の品目のため、多様な労働力を確保できる体制を整備していきます。また、温暖化など異常気象に対応した品種構成の見直しや授粉樹導入による結実確保、栽培技術の導入支援を行い安定した生産体制をつくり、産地を維持していきます。

③ぶどう

既存品種から消費者ニーズの高い品種への更新を進めるとともに、品質の高位平準化を図ります。あわせて、高齢化及び後継者不足、栽培面積の減少が進んでいるため、関係機関と一体となり、多様な労働力や新規栽培者を確保していきます。

④もも

省力化が見込め、高単価や収益性の向上が期待できる品目であることから、りんご園地の樹木の老朽化による品目転換の有望品目として推奨し、優良品種の導入を積極的に推進していきます。

③花きの振興

花きは、嗜好性が高い作物であり、また、市場出荷が主要な流通ルートとなっています。このため、本市の気候に合い、市場の需要にあった品目の選定及び導入を促進していきます。また、花き産地として市場からの評価を維持していくため、需要期にあった出荷体制を整備していきます。

(単位：千円)

実績値	R1	R2	R3	R4	R5
花き販売額	99,126	80,725	93,439	107,731	94,772

(単位：千円)

指標及び目標値	R5 (現状値)	R11	R16
花き販売額	94,772	98,000	100,900

今後の施策	内 容	取組主体
産地の維持・拡大	現在の栽培面積を維持しつつ、休耕地や既存施設を利用した花き栽培面積の拡大を支援します。	農業者 市 関係機関
需要期に合わせた生産・販売体制づくり	需要期に合わせた生産体制をつくり、市場と連携した販売体制の強化を支援します。	農業者 市 関係機関
先端技術の導入	省力化を進め、需要期の出荷率を高めるため、環境制御技術等の先端技術の導入を支援していきます。	農業者 市 関係機関

【主な品目別振興計画】

①アルストロメリア

施設園芸による生産のため、省エネ対策の徹底を図ります。また、環境制御技術などスマート農業の導入を進め、安定的な収量増加と品質の向上、さらには作業の合理化や省力化を目指します。

②りんどう

冷涼な環境での栽培に適する作柄のため、また、初期投資が多く発生しないことから、中山間地域を中心に栽培面積の拡大を推進していきます。そして、市場需要にあわせた出荷体制を整備し、産地評価の向上を目指します。

③紅花

紅花は、切り花のほか、紅餅や乱花などの加工品として利用されています。紅花生産においては、摘み取り労力や新規栽培者の確保が大きな課題となっています。このため、関係団体と連携して新規生産者への技術指導を支援し担い手を確保してきます。また、紅花は観光資源としての用途範囲が広いいため、他産業と連携を図りながら、多面的な活用による販路拡大を進めます。

④啓翁桜

冬期間における振興品目として新規栽培者の確保や育成をし、栽培面積を維持拡大していきます。また、地元での消費活動を積極的に支援していくほか市場と連携し安定した販売ルートの確立を目指します。

(3) 畜産の振興

本市における畜産は、近年の規模拡大によって農業産出額は米を抜いて1番目、また、全国的なブランド牛である米沢牛の産地とあって、地域を代表する主要な産業の一つとしても重要な位置付けにあります。酪農は大規模化やバイオマス発電と組み合わせた先進的な取組があり、養豚については、高品質な銘柄豚の生産と悪臭問題の両立を図るため農場の一部移転をおこなっています。

このように本市の畜産は高品質な畜産物を生産する能力が高い経営体が多いものの、農家戸数の減少や、飼料価格や資材等の高騰が課題となっており、産出額を維持拡大し、経営を安定して継続するためには、意欲ある生産者が地域の中心となり畜産経営を安定して継続できるよう、全畜種を通して生産基盤の強化が必要であり、「人、場所、圃場」の確保が求められています。

①畜産の生産振興

規模拡大のため補助事業を有効活用し、土地の確保、地域と共存した経営の実現などの課題について支援を行い生産基盤の強化を図ります。

酪農は、飼料作物の安定生産と乳製品の6次化の取組を推進します。

和牛繁殖及び肥育は、米沢牛の一貫生産体制の拡大に取り組み、さらなるブランド力向上を図ります。公共施設としての畜舎整備を行い畜産団地を形成することで、畜産農家の初期投資に係る費用削減、新たな就農希望者の研修の場、吾妻山ろく放牧場と複合的に活用することで夏山冬里方式による低コスト生産の実現など、新たな仕組みづくりについて推進します。

養豚は、地域共存型の経営を追求し、ブランド豚の消費拡大を推進します。

地域の食肉流通の拠点である米沢市食肉センターは、整備されてから24年が経過しているため施設更新や修繕に係る費用が増加傾向にあることから、今後の在り方について、輸出に対応できる施設の再整備も含め検討します。

指標及び目標値	R5 (現状値)	R11	R16
飼養頭数 (乳牛)	1,732 頭	1,800 頭	1,800 頭
飼養頭数 (和牛繁殖)	442 頭	500 頭	500 頭
飼養頭数 (和牛肥育)	1,831 頭	2,400 頭	2,400 頭
飼養頭数 (豚)	8,378 頭	8,800 頭	9,000 頭

今後の施策	内 容	取組主体
新規就農者の育成と確保	畜産農家に対する地域の理解醸成と新たな担い手の確保のため、市民やIターン移住希望者に対する視察の受け入れ、新規就農希望者の研修を受け入れる畜産農家への支援を実施します。	市 関係機関
研修会、勉強会、交流会の実施	畜産に関する技術を習得や情報交換の機会として、研修会、勉強会、交流会を実施します。	市 関係機関
施設・機械・家畜等の導入支援	安定した経営を継続できるよう、国や県、市の事業を活用し畜産農家のニーズに合った施設や機械の導入を支援します。	市(県、国)

米沢市食肉センターの管理・運営	持続的な施設運営のため、修繕計画を策定し優先順位の高いところから実施します。 畜産物の輸出も視野に入れた将来の食肉センターのあり方についてその方向性を検討します。	市 (株)米沢食肉公社 関係機関
-----------------	--	------------------------

②自給飼料作物の生産振興

自給飼料管理機械の導入に関して補助事業を有効活用しながら、自給飼料作物の生産拡大を目指すとともに、飼料費の低コスト化に関する先進事例を関係機関で共有し、輸入飼料価格に左右されない経営体を目指します。

指標及び目標値	R5 (現状値)	R11	R16
自給飼料生産面積 (転作田)	597ha (牧草145ha、デントコーン197ha、飼料用米138ha、WCS用稲115ha、子実用トウモロコシ2ha)	635ha (牧草160ha、デントコーン210ha、飼料用米140ha、WCS用稲120ha、子実用トウモロコシ5ha)	676ha (牧草176ha、デントコーン220ha、飼料用米145ha、WCS用稲125ha、子実用トウモロコシ10ha)

今後の施策	内 容	取組主体
自給飼料管理機械等の導入支援	国や県、市の事業を活用し、自給飼料の作付面積拡大のため、作業受託組織や畜産農家の機械導入に対して支援します。	国、県、市
飼料用米・WCS・子	畜産農家・耕種農家・飼料会社が連携すること	県、市

実用トウモロコシの 給与拡大	で飼料用米、WC S、子実用トウモロコシの給 与拡大を推進します。	関係団体 農業者
吾妻山ろく放牧場の 草地改良、施設・設備 の整備実施	吾妻山ろく放牧場の草地更新を実施します。 老朽化の激しい設備・設備を整備し、安全で効 率的な放牧管理を実施します。	市

③畜産環境・飼養衛生管理

環境に配慮した持続可能な農業の実現を目指し、温室効果ガスの削減に寄与する畜産物の生産に向けた取組を強化していきます。

鳥インフルエンザ、豚熱等といった家畜伝染病が畜産経営に大きな影響を与えていることから、地域全体の防疫対策や生産者の飼養衛生管理技術の向上に努めます。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
バイオマス発電等の利用	1件	2件	4件

今後の施策	内容	取組主体
畜産分野における脱炭素化の取組強化	持続的な畜産物生産の確立ため、耕種農家との積極的なマッチング活動による堆肥の農地還元や、バイオマス発電事業者との共同事業など、畜産分野の脱炭素化の取組を行い畜産物のブランド強化を図ります。	市 農業者 （株）米沢食肉 公社 関係機関
飼養衛生管理基準に基づく巡回指導の実施	家畜伝染病等の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を図るため、巡回指導を実施します。	県、市 農業者 関係機関
家畜防疫対策の強化	県・市の補助事業を活用し、家畜防疫の取組に対して支援します。	県、市 農業者 関係機関

（４）農業災害対策

近年は異常気象による夏場の高温や大雨等をはじめとする農業災害が頻発しており、令和4年8月の大雨や降霜・降雹、高温により本市においても農作物等に被害が出た地域がありました。気象災害は突発的に発生することも多く、発生を予測することは困難ですが、異常気象の発生予測や技術対策等の情報を積極的に発信し、被害の予防に取り組みます。また、被害が発生した場合は、関係機関と連携し、迅速な被害状況の把握や復旧に対する支援を行います。

今後の施策	内 容	取組主体
情報の発信	被害を未然に防ぐため、異常気象の発生予測や技術対策等の情報発信を行います。	市 関係機関
復旧支援	県の事業等を活用し、被害を受けた農作物や農業用施設の復旧に対し支援を行います。	市(県・国) 関係機関
生産コストの低減	露地栽培や既存施設を活用した栽培を推進し、省エネ生産のための機械や技術導入を支援します。	農業者 市 関係機関

3 農産物の消費拡大と農山村地域の活性化

(1) 6次産業化の推進

農業の6次産業化については、国・県・本市においても支援策が実施されていますが、6次産業化に取り組むためには、商品のPR方法、流通・販路開拓方法などの農業と異なる知識や施設等整備に係る初期投資・加工技術が必要となることから、全てのプロセスを農業者だけで担うことは難しいという課題があります。

農畜産物の生産から販売につながるような支援体制の充実に努め、道の駅米沢の農産物直売施設や加工施設等を最大限に活用しながら、取組の拡大に努めます。

また、国や県の支援、補助制度を有効に活用していくことができるよう、農業者、事業者及び関係機関等に対して、わかりやすく丁寧な情報発信を心がけます。

今後の施策	内容	取組主体
市単独補助事業の取組の推進	特に事業リスクが高い初期段階の支援や販路拡大に向けた取組へ米沢市未来を拓く農業支援事業による支援を実施します。	市 事業者
道の駅米沢との連携	「道の駅米沢」の農産物直売施設や加工施設を活用し、支援体制を検討します。	市 事業者
情報発信	農業者、事業者及び関係機関等に対して、市・県・国の支援制度をわかりやすく情報発信していきます。	市

(2) 地産地消・地産訪消・食育

地産地消の推進には、学校給食での地域農産物の活用が重要となります。本市では、学校給食において地場産農産物を供給するシステムを卸売業者、青果商業組合、生産者組合と構築・運用しており、引き続き地産地消を推進します。

また、「食べること」は「生きること」であり、子どもから大人まで全ての人にとって大切なことであるため、1人ひとりが「食」について、意識を高めていくことが重要です。

地元で作られた農産物を食べ、食に関する学習機会や体験活動を通じて、食生活が多くの人の手によって支えられていることを考えるきっかけを作っていきます。

①多様な地産地消・地産訪消の取組

秋の収穫市「あおぞらマルシェ」における地場産農産物の販売、地元農業者及び地場産農産物を活用する団体・店舗を紹介する「おきたま食の応援団」によるPR活動を実施しているほか、学校給食を利用した地産地消に向けた取組を実施しており、今

後も取組を継続していきます。

指標及び目標値	R4（現状値）	R11	R16
学校給食置賜産野菜使用率	23.4%	24%	24%
学校給食置賜産果物使用率	22.7%	23%	23%

【出典】市による調査

今後の施策	内容	取組主体
学校給食を利用した地域の農畜産物の利用の促進	令和8年度の共用開始に向け整備される予定の学校給食共同調理場において、地元産食材をどのような方法で活用していけるのかを関係機関・団体等と協議し、地産地消を図ります。	市 学校給食関係者 卸売業者 小売店 生産者
農産物のPR強化	本市の気候風土が生む農産物や加工品の良さを消費者に伝えられるように農産物のPR強化を図ります。	市 関係団体
道の駅米沢との連携	道の駅米沢農産物加工施設「かあちゃんの台所」を活用し、地域外の方が米沢を訪れることで食材や料理を味わう地産訪消を推進します。	市 生産者 関係団体

① 食育の推進

食育と農業は切り離せないことから、「食育の推進」を基本とした第4次米沢市食育推進計画を一体となり取り組んでいきます。

今後の施策	内容	取組主体
食育の推進	地場産農産物の活用を図りながら、「米沢市食育推進計画」を推進します。	市 教育機関 関係団体
情報の発信	伝統食材や伝統食を紹介する動画やレシピ集の情報発信を推進します。	市 生産者 関係団体

② 市民農園の充実

農地を持たない多くの市民が野菜などの栽培や収穫を楽しみながら、農業や食への関心を深めており、利用者間の交流などから、コミュニティの形成に繋がっています。

今後の施策	内容	取組主体
農業体験	市民農園での農業体験を通じて、食を支える農業への関心を高め、食と農の重要性の理解増進を図ります。	市 利用者
環境の整備・利便性の向上	より快適に農園を利用させていただくため、環境の整備と、利便性の向上に努めます。	市

④内水面漁業の振興

山形県内水面水産研究所・県南漁業協同組合などの関係団体と連携し、水産物の生産拡大・養殖技術の更なる向上や、市内主要河川における魚類資源の保護に努めます。

今後の施策	内容	取組主体
米沢鯉の振興	新たな料理方法や加工法を発掘し消費拡大を推進し、仔鯉の確保を支援します。	市
養殖技術の向上	山形県内水面水産研究所との連携を深め、養殖技術の向上を支援します。	市 関係機関

山形県内初のブランドサーモン「ニジサクラ」の生産力の向上	ニジサクラブランド推進協議会とともに、「ニジサクラ」の生産者拡大と出荷に向けた取組を支援することにより、ブランドの周知を図ります。	市 漁業者 関係機関
内水面の生態系維持、保全	山形県県南漁業協同組合によるアユ、ヤマメ、イワナ等の放流事業等の生態系の維持・保全に努めます。	市 漁業者 市民

(3) グリーン・ツーリズムの推進

米沢の豊かな自然環境、文化、人を活かし、グリーン・ツーリズムの推進により、都市との交流を通じて農村の活性化を図ります。

本市のグリーン・ツーリズムの一つに、中学生を中心とした農村民泊受入事業（教育旅行）があり、受入家庭の減少・高齢化などの課題がありますが、受入体制を維持するため、地域の自発的活動を中心に、地域の協力体制構築、市外へのPRと、学校等への誘致活動など、適切な支援をしていきます。

また、米沢藩9代目藩主である上杉鷹山公が推奨したコイの養殖業の維持増大を図るとともに山形県のブランドサーモンである「ニジサクラ」の生産者を支援するなど、内水面の生態系維持、保全に努めます。

① 教育旅行受入支援（生徒・学生へ農村地域の教育的活用）

近年は新型コロナウイルス感染症による影響で、教育旅行の中止などにより受入者数は減少していますが、県外における誘致PR活動を実施することにより、新たな体験学校の拡大に努めます。再び受入家庭を学生が訪問したり、SNSでの拡散効果から交流人口の増加や地域の活性化に繋がる取組を行います。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
受入家庭登録軒数	11 軒	13 軒	15 軒
受入者数	69 人	100 人	200 人

【出典】市による調査

今後の施策	内容	取組主体
受入体制整備	受入家庭数の維持に努め、教育旅行の受入に関する質向上に向けた知識や技術の習得の機会を作ります。	市協議会 受入地域協議会等
情報発信	米沢（人・自然・食等）の魅力、受入地域の魅力の情報発信に努めます。受入地域協議会等と協力し、効果的なPR方法を検討、協議し実施します。	市 市協議会 受入地域協議会等
学校や旅行代理店への誘致活動	交流機会の創出のため、学校や旅行代理店に向けて、誘致活動を行います。	市協議会

② 観光・教育・福祉との連携

近年ではインバウンドによる訪日外国人旅行者数が増えており、伝統文化体験や産業遺産の見学など体験事業に広がりが見られ、農業体験を通じて農業への関心が深まる。また、農業分野と福祉分野との連携により、障害者における農作業の施設外就労を推進します。

今後の施策	内容	取組主体
観光・教育分野と連携した農業体験・農村での交流機会の提供	農泊など体験滞在型のグリーン・ツーリズムなどによる農村活性化のための方策を推進するとともに、農業者や地域住民の誇りや達成感を醸成できるような体験、交流機会の創出を検討します。	市 農業者 関係団体
農福連携の推進	農家や障害福祉事業所へ農福連携の取組を積極的に発信し、山形県農福連携推進センターと連携し、農福連携を推進します。	関係団体 市

4 優良農地の保全と中山間地域の農業振興

(1) 優良農地の保全と効率的利用

本市では米沢農業振興地域整備計画を策定しており、優良農地の確保及びその効率的利用が図られるよう、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域を指定しています。

現在は、東北中央自動車道へのアクセス機能を有する道路の整備等による農用地の減少傾向が続いており、それに伴う交通の利便性の高まりから、付近における建築資材等の資材置き場用地としての利用や道路沿線の宅地造成等による土地開発が加速化し、その用地の確保にあたって農用地からの除外を求めることが増加していくことが考えられます。また、米沢平野二期農業水利事業の受益地である水田の農用地からの除外制限が令和6年度をもって解除されたことも受け、農業以外の目的に資することとして、より一層農用地の減少が進んでいく可能性があります。

しかし、このような状況でも本市農業の振興を図るために優良農地についてはできる限り確保していくことが重要です。今後も社会情勢の変化を鑑みながら農用地区域を見直していくことにより、優良農地をできる限り確保していくよう努めます。また、確保した優良農地の保全及びその効率的利用を図るためには、地域での話し合い等を通して策定した地域計画を実行に移していくことも重要です。農業を担う者の育成・確保や担い手等への農用地の集積・集約化等を進め、優良農地が適切に利用されるよう、地域計画と紐付けて推進していきます。

一方で、中山間地などの農業者の減少や高齢化、有害鳥獣などによる被害が顕著である地域では耕作放棄地等が発生しやすく、土地の有効利用の観点から農業以外の用途にすべく農用地からの除外が求められ、農地の集団性が失われていく可能性があることから、優良農地の確保にあたっては、耕作放棄地等の発生抑制に努めることも重要です。そのため、農地を効率的に維持できるよう担い手の育成・確保及び有害鳥獣対策等を積極的に進め、既に発生してしまった耕作放棄地については集団性の確保を図るうえで周囲の優良農地に悪影響を及ぼさないよう、国や県の支援事業等を活用した解消を推進します。

①優良農地の確保

社会情勢の変化に対応するために米沢農業振興地域整備計画を定期的に見直しながら、集団的優良農地が今後も農用地としての利用が図られるよう、引き続き農用地区域として指定します。

指標及び目標値	R6（現状値）	R11	R16
農用地区域面積	4,294ha	4,271ha	4,248ha

②耕作放棄地の解消

耕作放棄地の減少を図るため、活用可能な国や県の支援事業の周知を徹底し、米沢市農業委員会との連携のもと、耕作放棄地の解消事業を推進します。

今後の施策	内容	取組主体
解消事業	国や県の支援事業を活用して、耕作放棄地の解消に取り組みます。 なお、事業実施の際は農業委員会との連携が不可欠であることから、綿密な情報共有をしながら事業に取り組みます。	市 農業委員会 農業者
情報発信	国や県の支援事業も含めて、農業者、事業者及び関係機関等に対して、わかりやすく丁寧な情報発信を心がけます。	市 地域協議会

(2) 中山間地域の農業生産活動

本市では、山上、南原、万世、三沢（田沢含む）地区を中山間地域としています（山村振興法による指定）。

中山間地域は、地域の農業生産活動を通じて国土の保全、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能を発揮し、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っています。しかし、中山間地域等の現状は、人口の減少や高齢化による労働力の低下、有害鳥獣による被害、また生産コストの高さや土地条件の制約など、平地農業との格差が大きく、農業生産活動の衰退による多面的機能の低下が懸念されている状況です。

これからも、農業生産活動の維持・拡大と農業の持つ多面的機能を発揮していくためには、中山間地域における農業の振興が必要です。様々な課題がありますが、平地にも増して豊かな水や大気、土、森林などの地域資源に恵まれているため、これら地域の力を最大限に活かした取り組みを推進することにより、活性化を図っていきます。

具体的には、冷涼な気候に適しているリンドウやワラビ等の山菜、有害鳥獣による被害報告が少ない食用菊やうこぎ等の作付け、そして清らかな沢水を利用した高付加価値生産等を検討します。また、販売においては平坦部と同様の出荷形態のみではなく、6次産業化により農畜産物を加工して販路を拡大する等、地域一体となった特色のある取組を支援します。

①中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域の持つ多面的機能の維持を図るとともに、農業生産の不利を是正し適正

な農業生産活動を推進します。また、制度の周知と理解を得るとともに、協定締結の促進や取組内容の確認等、市が行う事業を円滑に推進します。

今後の施策	内容	取組主体
事業の推進	集落における説明会を実施します。 集落協定で定めた目標を達成するために助言・指導等を行います。 広報資料の作成と周知を行います。	市 関係機関

②地域の特性を活かした生産振興と販路拡大

地域の特性を活かした農畜産物を利用した6次化商品の開発・販売や農家民宿等の実施により、中山間地域の活性化を目指します。

今後の施策	内容	取組主体
新たな作物の産地化	特色ある風土を活かしかつ有害鳥獣による被害を受けにくい作物を選定し、産地化を図れないか模索します。	農業者 市 関係機関
6次産業化の推進	地域の特性を活かした農畜産物を利用した新商品の開発及び販売により所得の向上を図ります。	市 地域住民 関係団体
グリーン・ツーリズム、農家民宿の推進	地域の特性を活かしたオリジナリティのあるグリーン・ツーリズムや農家民宿の推進により、地域の活性化を目指します。	市 地域住民 関係団体

(3) 有害鳥獣の被害防止対策

鳥獣による農作物被害は近年増加傾向にあり、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ等による被害が発生しています。人口減少が進む地域において、いかに被害を食い止めるかということが課題となっています。

被害対策には、エサとなる生ごみや収穫しない果樹を除去する「環境整備」、農地を電気柵等で囲み、追い払いなどを行う「被害防除」、被害を発生させる個体を捕獲する「個体数調整」の3つの取組をバランスよく推進することが重要です。

また、研修会等を通じ、住民が被害対策を学び実践する「地域ぐるみの対策」を推進することで、獣害に強い集落づくりを進めます。

<米沢市鳥獣被害防止中長期計画の推進>

令和7年度から令和16年度を計画期間とした「米沢市鳥獣被害防止中長期計画」を策定し、「鳥獣と人間の生活空間の明確化」を目標として対策を推進していきます。また、具体的な取り組みについては、本計画の下位計画として、3年ごとに「米沢市

鳥獣被害防止計画」を策定し、対策を進めていきます。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
農作物被害額	9,899 千円	7,500 千円	6,500 千円

今後の施策	内 容	取組主体
環境整備の推進	収穫しない放任果樹の伐採や農地周りの取り残しなどの除去について普及啓発を行う。	市 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会 地区協議会
被害防除の推進	電気柵の新規整備や再編成整備、正しい追払い方法の普及を推進する。	市 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会 地区協議会
個体数管理の推進	「環境整備」「被害防除」を行ったうえで、加害個体の捕獲を推進する。	市 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会 猟友会
地域ぐるみの対策の推進	研修会や集落環境点検を行い地域が主体となった対策を推進する。	市 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会 地区協議会
人的被害・環境被害への対応の推進	「市街地出没対応マニュアル」を整備・改正し体制の整備を行う	市 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会 猟友会

人材の育成の推進	新規狩猟への支援を行い捕獲の担い手の確保・育成を行う。また、地域の対策を進める人材の育成を推進する。	市 米沢市有害鳥獣対策連絡協議会 地区協議
----------	--	-----------------------------

		会、獵友会
--	--	-------

5 環境保全型農業の推進と再生可能エネルギーの活用

(1) 環境保全型農業の推進

気候変動や生物多様性の低下など、食を取り巻く環境が変化している現状を受け、環境と調和した食料システムを確立することを目的に、令和4年7月に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が施行されました。

これにより、農業の持つ物質循環機能を生かして、生産性との調和などに留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である環境保全型農業の重要性は、今後高まるものと考えられ、本市においても持続可能な農業という観点から環境保全型農業を押し進めていく必要があります。

①土づくりと資源の循環利用促進

農業のもつ自然循環機能を活かし、地力増進のために堆肥等有機物を利用した土壌への有機物施用は、農業の生産性を高めるうえで、そして、化学肥料の使用量の削減の観点から重要な取組です。

また、近年、畜産や農業などから出る廃棄物や未利用資源を地域の有機資源として有効に活用し資源を循環させる「循環型農業」に注目が集まっています。

これらの取組は、長期的には経営の安定化と環境保全の両立が期待でき、さらに単一農家だけでなく、地域全体に広げることでより大きな効果をもたらします。

(単位：ha)

実績値	R1	R2	R3	R4	R5
環境保全型農業直接支払 交付金取組面積	27.1	39.4	42.7	59.1	71.2

(単位：ha)

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
環境保全型農業直接支払交付金 取組面積	71.2	187.0	374.0

今後の施策	内容	取組主体
勉強会等の開催・情報 の発信	栽培技術の取得・向上のための研修会等の開催や、情報の発信を行います。	農業者 市 関係機関各位
各種事業の活用	環境保全型農業直接支払交付金など国や県の事業を活用し、環境保全型農業に取り組み農	農業者 市

	業者を後押ししていきます。	関係機関各位
--	---------------	--------

②有機農業の推進

有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とし、また、農業の自然循環機能を大きく増進する農業生産の方式です。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献することが期待され、環境保全型農業の取組を推進していくうえで先導的な取組といえます。

本市において、近年、移住者が新規就農者として有機農業に取り組んでいる事例があり、今後、有機農業の生産拡大に向けて、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができる環境を整備していくことが重要です。

また、有機農産物を使った学校給食は、地域に有機農業を広める効果があることが報告されていることから、この取組を定着させ、有機農業の拡大を目指します。

(単位：ha)

実績値		R1	R2	R3	R4	R5
認証取得 面積	有機栽培	7	7	7	8	9
	特別栽培	540	512	509	497	503
	GAP	0	4	4	4	4

(単位：ha)

指標及び目標値		R5（現状値）	R11	R16
認証取得 面積	有機栽培	9	11	14
	特別栽培	503	540	580
	GAP	4	5	5

今後の施策	内 容	取組主体
有機農業者の人材育成	有機農業に取り組もうとする新規就農希望者や慣行農業からの転換希望者に対し、栽培技術や販路拡大等の研修機会を提供し、安易に有機農業に取り組める環境をつくっていきます。また、その受入体制を整備します。	農業者 市 関係機関

各種事業の活用	国や県の事業を活用し、栽培に必要となる施設や機械の導入を支援します。	農業者 市 関係機関
学校給食への有機農産物の活用	有機農産物の販路・流通拡大のため、有機農業者団体や関係機関と連携し、オーガニック給食を積極的に推進していきます。	農業者 市 関係機関

③生産者と消費者との連携

生産者と消費者がつながることで、お互いを理解共感し、持続可能な農業を進めることが期待できます。この持続的な経営を実現するための一つの営農モデルとなることが期待されているものに、C S A（地域支援型農業）があります。

「C S A（地域支援型農業）」とは、生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支え合う仕組みをいい、生産者と消費者が経営リスクを共有し、信頼に基づく対等な関係によって成立します。農業は天候不順などによる不作のリスクがあり、これを生産者と消費者が共有する仕組みがC S Aであり、特に、収量が不安定になりやすい有機栽培生産者にとっては定収を確保できるという点で大きなメリットがあります。また、C S Aは、地域コミュニティの活性化や地域農業の新たな担い手確保の可能性など、地域に多様な効果をもたらすことが期待されます。

今後の施策	内 容	取組主体
消費者等と有機農業者の相互理解の促進	消費者・実需者と有機農業者との交流機会を創出し、互いに理解を深める取組を行います。	農業者 市 関係機関
消費者の理解醸成	環境負荷軽減に取り組むことの意義や価値を広く発信し、消費者からの共感を得、更に消費行動への反映を目指します。	農業者 市

（２）脱炭素地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用

農山村地域には、太陽光、風力、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーの資源が豊富に存在します。

本市は令和2年10月に、本市が将来像として掲げる「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」を実現し、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（注釈）を目指し、その実現に向けた取組を進めるよう「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

これまでも脱炭素に向けた取組には、家畜排せつ物からメタンガスを生産し発電を行うバイオマス発電、稲作と太陽光発電を組み合わせた営農型太陽光発電といった再

生可能エネルギーを活用した先進事例がありますが、一方で、未利用農地への太陽光パネル設置の拡大や、大規模風力発電開発といった取組に対しては、既存の生態系や周辺住民の健康への影響など地域への環境影響に十分な配慮が求められています。

(注釈) 排出実質ゼロ：二酸化炭素 (CO₂) などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

①再生可能エネルギーを供給する取組の推進

本市には多様な再生可能エネルギー源が存在し、脱炭素化先行地域への取組が進み市民の意識も高まっていますので、農業の生産基盤となる農地の有効活用及び地域振興の推進を図るために、太陽光、小水力、バイオマス（木質、堆肥）等を中心に再生可能エネルギー利用を米沢モデルの構築を目指します。具体的な動きとして、畜産農家から排出される家畜排せつ物を利用したバイオガスプラントの利用拡大、木質バイオマス発電の食肉センターへの熱電供給システムの構築などを検討します。

指標及び目標値	R5（現状値）	R11	R16
バイオマス発電等の利用	1件	2件	4件

今後の施策	内 容	取組主体
再生可能エネルギーの活用	太陽光、風力、小水力、バイオマス（木質、家畜排せつ物）等の再生可能エネルギーの利用を拡大していきます。	市 関係機関・団体 畜産農家

施策の体系

【基本理念】

「～育てよう！活かそう！つながろう！そこから拓く米沢の農業～（継承）」

【目指す将来の姿】

「～若者が希望を持てる魅力ある農業の実現～」

